

令和 3 年 2 月 2 5 日

令和 2 年度第 1 1 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和2年度第11回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会会議規則の一部改正について
- 第2号 松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う教育委員会の意見案について
- 第3号 松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱の廃止について
- 第4号 規約変更にかかる教育委員会の意見案について

[報告]

- 第1号 松本市個別施設計画（教育委員会施設）及び学校施設個別計画について
【非公開】
- 第2号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】
- 第3号 松本市中央図書館あり方検討委員会報告書について

[周知事項]

- 1 松本市立博物館 博物館まつりの開催について
- 2 「まつもと文化遺産」活動報告会の開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市教育委員会会議規則の一部改正について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応として、教育委員会の会議にオンラインシステム等を活用し、委員が出席できるようにするため、所要の改正をするものです。

2 主な改正内容

教育長が必要があると認めたときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができることとします。

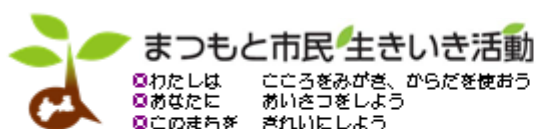
3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



松本市教育委員会会議規則(昭和 27 年教育委員会規則第 1 号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松本市教育委員会会議規則 昭和 27 年 11 月 1 日 教育委員会規則第 1 号 改正 昭和 31 年 7 月 11 日教育委員会規則第 8 号 平成 14 年 1 月 4 日教育委員会規則第 1 号 平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号 目次 第 1 章 会議(第 1 条—第 18 条) 第 2 章 会議録(第 19 条—第 20 条) 附則 第 1 章 会議 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条の規定により、松本市教育委員会の会議その他議事の運営に関し必要な事項を規定する。 第 2 条 会議招集の日時及び会議に付議すべき事件は、開会の日前 3 日までに教育長が告示しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。 2 教育長は、前項の告示と同時にその旨を委員に通知しなければなら	○松本市教育委員会会議規則 昭和 27 年 11 月 1 日 教育委員会規則第 1 号 改正 昭和 31 年 7 月 11 日教育委員会規則第 8 号 平成 14 年 1 月 4 日教育委員会規則第 1 号 平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 14 号 目次 第 1 章 会議(第 1 条—第 18 条) 第 2 章 会議録(第 19 条—第 20 条) 附則 第 1 章 会議 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条の規定により、松本市教育委員会の会議その他議事の運営に関し必要な事項を規定する。 第 2 条 会議招集の日時及び会議に付議すべき事件は、開会の日前 3 日までに教育長が告示しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。 2 教育長は、前項の告示と同時にその旨を委員に通知しなければなら

ない。

第3条 教育長は、告示後速かに会議に付議すべき事件の議案を委員に送付しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の場合若しくは告示後に生じた急施事件の議案は、会議開会と同時に配布することができる。

第4条 委員は、会議招集の当日指定の時刻までに教育委員会会議室に参集しなければならない。

2 委員が会議に出席できないとき又は定刻までに参集できないときは、その事由を具して会議開会前に教育長に届出なければならない。

第5条 会議は、毎月1回開催する。ただし、付議すべき事件がないときはこの限りでない。

2 教育長において、急施を要する事件があるときは、随時に招集することができる。

3 委員2人以上のものから書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があるときは、教育長は、これを招集しなければならない。

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会会議録の承認

ない。

第3条 教育長は、告示後速かに会議に付議すべき事件の議案を委員に送付しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の場合若しくは告示後に生じた急施事件の議案は、会議開会と同時に配布することができる。

第4条 委員は、会議招集の当日指定の時刻までに教育委員会会議室に参集しなければならない。

2 委員が会議に出席できないとき又は定刻までに参集できないときは、その事由を具して会議開会前に教育長に届出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要があると認めたときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

第5条 会議は、毎月1回開催する。ただし、付議すべき事件がないときはこの限りでない。

2 教育長において、急施を要する事件があるときは、随時に招集することができる。

3 委員2人以上のものから書面で会議に付議すべき事件を示して会議招集の請求があるときは、教育長は、これを招集しなければならない。

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会会議録の承認

(3) 教育長の報告

(4) 議事

(5) その他

(6) 閉会

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議があったときは、教育長は、会議にはかつてこれを議題としなければならない。

第8条 動議を提出し、又は討論しようとするものは、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第9条 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第10条 請願は、文書により請願の要旨、提出年月日、請願人の住所氏名、職業、年齢及び紹介委員の氏名を記し、各自署名捺印の上会議前24時間までに教育長に提出することを要する。法人の場合は、代表者が署名し法人の印章を捺さなければならない。

第11条 委員が採決した請願書で教育長において措置することが適当と認めて送付したものについては、教育長は処理の経過及び結果を報告しなければならない。

第12条 削除

第13条 教育長において、論旨が尽きたときは会議にはかつて採決し

(3) 教育長の報告

(4) 議事

(5) その他

(6) 閉会

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議があったときは、教育長は、会議にはかつてこれを議題としなければならない。

第8条 動議を提出し、又は討論しようとするものは、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第9条 1 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第10条 請願は、文書により請願の要旨、提出年月日、請願人の住所氏名、職業、年齢及び紹介委員の氏名を記し、各自署名捺印の上会議前24時間までに教育長に提出することを要する。法人の場合は、代表者が署名し法人の印章を捺さなければならない。

第11条 委員が採決した請願書で教育長において措置することが適当と認めて送付したものについては、教育長は処理の経過及び結果を報告しなければならない。

第12条 削除

第13条 教育長において、論旨が尽きたときは会議にはかつて採決し

なければならない。

第14条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。ただし、議題に対して異議を唱えるものがないときは、教育長は採決の手続をふまないで全員一致をもって議決したものと認めてその旨を宣告することができる。

2 必要があるときは、教育長は、会議にはかつて記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第15条 修正の動議は、原案にさきだって可否を決する。

2 修正の動議が数箇あるときは、原案にもっとも遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

第16条 削除

第17条 採決のとき議席にいる委員は、採決の数に加わらなければならない。

2 採決のとき議席にいない委員は、採決に加わることはできない。

第18条 この規則の疑義又は定めのない事項は、委員会が会議にはかつて定める。

第2章 会議録

第19条 会議は、教育長が事務局職員を指名してこれを作成させる。

2 会議録には、教育長の指名した2名の委員及びこれを調整した職員が署名しなければならない。

なければならない。

第14条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。ただし、議題に対して異議を唱えるものがないときは、教育長は採決の手続をふまないで全員一致をもって議決したものと認めてその旨を宣告することができる。

2 必要があるときは、教育長は、会議にはかつて記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第15条 修正の動議は、原案にさきだって可否を決する。

2 修正の動議が数箇あるときは、原案にもっとも遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決せられたときは、原案について採決する。

第16条 削除

第17条 採決のとき議席にいる委員は、採決の数に加わらなければならない。

2 採決のとき議席にいない委員は、採決に加わることはできない。

第18条 この規則の疑義又は定めのない事項は、委員会が会議にはかつて定める。

第2章 会議録

第19条 会議は、教育長が事務局職員を指名してこれを作成させる。

2 会議録には、教育長の指名した2名の委員及びこれを調整した職員が署名しなければならない。

第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった発議及び発議者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第21条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長がこれを会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則(昭和31年7月11日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月4日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除く外、議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった発議及び発議者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第21条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長がこれを会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則(昭和31年7月11日教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月4日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和 3 年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会資料
3. 2. 2 5
教 育 政 策 課

松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う教育委員会の意見案について

1 趣旨

社会教育法第8条の2第2項の規定に基づき、松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴い、松本市長から教育委員会に意見聴取がありましたので、意見案について協議するものです。

2 協議書

「松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う意見聴取について（協議）」

別紙1のとおり

3 規則等案

別紙2のとおり

4 根拠法令

社会教育法（抜粋） 別紙3のとおり

第8条の2第2項

「特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」

5 規則等の制定の趣旨

美術館が市長部局に移管されることに伴い、美術館所管の教育委員会規則等を廃止し、新たに市規則等を制定するものです。

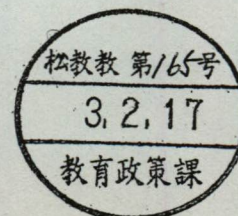
6 教育委員会の意見案

別紙4のとおり

7 今後の予定

3月25日開催の第12回定例教育委員会に美術館所管の教育委員会規則等の廃止について協議する予定です。

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980

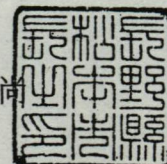


別紙 1

松教美第60号
令和3年2月17日

松本市教育委員会
教育長 赤羽 郁夫 様

松本市長 臥雲 義尚



松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市
美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う意見聴取について（協議）

松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本
市美術館美術資料等収集要綱の制定にあたり、別添の規則及び告示案について、
社会教育法第8条の2第2項の規定に基づき、意見聴取します。

〈担当〉

教育部 美術館

企画運営担当（内線）2270

松本市規則第 一 号

松本市美術館条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、松本市美術館条例（平成 1 3 年条例第 6 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別観覧の申請等)

第 2 条 条例第 6 条の申請は、松本市美術館特別観覧許可申請書（様式第 1 号）、松本市美術館特別観覧許可変更・取消申請書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 条例第 6 条の許可は、松本市美術館特別観覧許可書兼領収書（様式第 3 号。以下「特別観覧許可書」という。）、松本市美術館特別観覧許可変更・取消許可書（様式第 4 号）の交付により行うものとする。

3 特別観覧の許可を受けた事項の変更又は取消しの申請をするときは、特別観覧許可書を添付するものとする。

4 特別観覧を許可された者が特別観覧をするときは、第 2 項の許可書を職員に提示し、市長が指定する場所において行わなければならない。

(使用の申請等)

第 3 条 松本市美術館（以下「美術館」という。）の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用の申込期間は、別表第 1 に定めるところによる。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 条例第 7 条の申請は、松本市美術館使用許可申請書（様式第 5 号）、松本市美術館使用許可変更・取消申請書（様式第 6 号）により行うものとする。

3 条例第 7 条の許可は、松本市美術館使用許可書兼領収書（様式第 7 号。以下「使用許可書」という。）、松本市美術館使用許可変更・取消許可書（様式第 8 号）の交付により行うものとする。

4 使用の許可を受けた事項の変更又は取消しの申請をするときは、使用許可書を添付するものとする。

5 使用を許可された者が施設等を使用するときは、第 3 項の許可書を職員に提示しなければならない。

(使用期間)

第 4 条 企画展示室、常設展示室B、常設展示室C、市民ギャラリーA、市民ギャラリー

B、市民創造ひろば、多目的ホール（ギャラリーとして使用する場合に限る。）、子供創作館（ギャラリーとして使用する場合に限る。）及び情報交流館を使用する場合の使用期間は、原則として1週間を単位とし、同一人の引き続き2週間を超える使用については、許可しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料）

第4条の2 条例別表第3第3号に規定する市長が別に定める額は、別表第2のとおりとする。

（減免）

第5条 条例第10条に規定する観覧料等の減免（以下「観覧料等の減免」という。）の対象事由及び減免額は、別表第3に定めるところによる。

2 観覧料等の減免を受けようとする者（以下「減免の申請者」という。）は、松本市美術館観覧料減免申請書（様式第9号）、松本市美術館特別観覧料減免申請書（様式第1号）、松本市美術館使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して観覧料等の減免を決定したときは、減免の申請者に対し、松本市美術館観覧料減免決定書（様式第10号）、松本市美術館特別観覧料減免決定書（様式第3号）、松本市美術館使用料減免決定書（様式第7号）を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず別表第3観覧料の項第1号、第2号及び第4号に定める対象事由に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

（還付）

第6条 条例第11条ただし書に規定する観覧料等の還付（以下「観覧料等の還付」という。）の対象事由及び還付額は、別表第4に定めるところによる。

2 観覧料等の還付を受けようとする者（以下「還付の申請者」という。）は、松本市美術館観覧料還付申請書（様式第11号）、松本市美術館特別観覧料還付申請書（様式第2号）、松本市美術館使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して観覧料等の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市美術館観覧料還付決定書（様式第12号）、松本市美術館特別観覧料還付決定書（様式第4号）、松本市美術館使用料還付決定書（様式第8号）を交付する。

（立入り等）

第7条 市長は、美術館の管理上必要があると認めたときは、使用中の美術館の施設内に

立入り、使用者に対し必要な指示を行うことができる。

(読替規定)

第8条 条例第15条第1項の規定により美術館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における第2条から第4条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、廃止前の松本市美術館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第12号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

区分		申込期間
企画展示室 常設展示室B 常設展示室C	市内に在住・在勤する者及び主に市内で活動している団体	使用日の 6 カ月前から前日まで
市民ギャラリーA 市民ギャラリーB 市民創造ひろば 多目的ホール（ギャラリーとして使用する場合） 子供創作館（ギャラリーとして使用する場合） 情報交流館	上記以外の者及び団体	使用日の 4 カ月前から前日まで
上記以外の施設	市内に在住・在勤する者及び主に市内で活動している団体	使用日の 3 カ月前から前日まで
	上記以外の者及び団体	使用日の 2 カ月前から前日まで

別表第 2（第 4 条の 2 関係）

区分		単位	金額
多目的ホール	音響・視聴覚機器	1 式 1 回	円
			2, 2 0 0
講座室			1, 5 7 0
版画室・暗室	版画制作・写真現像機器		1, 0 4 0
企画展示室	スポットライト	1 個 1 日	1 0 0
常設展示室B			
常設展示室C			
市民ギャラリーA			
市民ギャラリーB			
多目的パネル			
展示パネル		1 枚 1 日	1 0 0
持込み電気機器		1 KW 1 回	5 2 0

備考

- 1 1 回とは、条例別表第 3 第 1 号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具（スポットライト及び展示パネルを除く。）を条例別表第 3 第 1 号に定める午前～午後、午後～夜間又は全日について使用する場合は、次のとおりとする。

区分	金額
午前～午後又は午後～夜間	1 回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の 1 0 0 分の 9 5 に相当する額
全日	1 回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額

- 3 前項の規定において算出した額に 1 0 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第3（第5条関係）

区分	対象事由	減免額
観覧料	(1) 市内に住所を有する70歳以上の者	全額
	(2) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。）及び介助者（1名）	全額
	(3) 学校教育の一環として、担当教諭が引率して観覧する大学生・高校生及び大学生以下の者を引率する教諭	全額
	(4) その他市長が特に必要と認めた者	市長の必要と認めた額
特別観覧料	市長が特に必要と認めたとき	市長の必要と認めた額
使用料	(1) 市の主催事業に使用するとき	全額
	(2) 国、県及び他の地方公共団体が市と共同して使用するとき	全額
	(3) 市の共催事業に使用するとき	100分の70を乗じた額（冷暖房使用料を除く。）
	(4) 社会教育関係団体が使用するとき	100分の70を乗じた額（冷暖房使用料を除く。）
	(5) その他市長が特に必要と認めたとき	100分の50を乗じた額（冷暖房使用料を除く。）

備考

- この表において「大学・高校生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。
- 算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第4（第6条関係）

区分	対象事由	還付額
観覧料	市長が特に必要と認めたとき	市長の必要と認めた額
特別観覧料	市長が特に必要と認めたとき	市長の必要と認めた額
使用料	（１） 使用者の責でない理由により、使用することができなかつたとき	全額
	（２） 使用する日以前２０日前までに第３条第２項の規定により使用の変更又は取消しをしたとき	全額
	（３） 使用する日以前１０日前までに第３条第２項の規定により使用の変更又は取消しをしたとき	１００分の５０を乗じた額
	（４） その他市長が特に必要と認めたとき	市長が必要と認めた額

備考 算出した額に１０円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

様式第1号(第2条、第5条関係)

係	係 長	課 長

松本市美術館 特別観覧許可
特別観覧料減免 申請書(徴収簿)

許可番号		
------	--	--

年 月 日 (あて先) 次のとおり、松本市美術館の美術品 等の特別観覧許可を申請します。 特別観覧料の減免	申 請 者	住 所			
		団 体 名			
		氏 名			
		電 話 () —			
日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後				
目 的					
美術品等の名称		作 者 名	点 数	区 分	
				熟覧 模写・模造 撮影 原板使用	
				熟覧 模写・模造 撮影 原板使用	
				熟覧 模写・模造 撮影 原板使用	
				熟覧 模写・模造 撮影 原板使用	
				熟覧 模写・模造 撮影 原板使用	
特別 観覧 料算出	区 分	数量	料金小計 ①	減 免 額 ②	差引額①－②
	熟 覧				
	模写・模造				
	撮 影				
	原 板 使 用				
	合 計				
許可条件 松本市美術館条例及び同施行規則を遵守すること。					領収日付印

(太線内のみ記入してください)

様式第2号(第2条、第6条関係)

係	係 長	課 長

松本市美術館

特別観覧許可変更・取消
特 別 観 覧 料 還 付

申請書(徴収簿)

許可番号

年 月 日

(あて先)

申 請 者

住 所

団 体 名

氏 名

電 話 () —

次のとおり松本市美術館特別観覧許可の
変 更
取 消
をしたいので申請します。

特 別 観 覧 許 可 番 号		特別観覧許可 年 月 日	年 月 日
変 更 取 消 の理由			
備 考			領収日付印

次のとおり松本市美術館特別観覧料還付を申請します。

納 付 年 月 日	年 月 日	還 付 決 定 内 容	☐ 条例第11条の規定により還付しませ ん。 ☐ 条例第11条ただし書の規定により還 付します。
納 付 金 額	円		
還 付 申 請 額	円		
還付申請理由		還 付 決 定 額	円
		備 考	

(太線内のみ記入してください)

様式第3号(第2条、第5条関係)

松本市美術館

特別観覧許可書兼領収書
特別観覧料減免決定書

					許可番号	
年 月 日 次のとおり、松本市美術館の美術品 等の特別観覧許可 特別観覧料の減免をします。				申	住 所	
				請	団 体 名	
					氏 名	
				者	電 話	() —
日 時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後					
目 的						
美 術 品 等 の 名 称			作 者 名		点 数	区 分
						熟覧 模写・模造 撮影 原板使用
						熟覧 模写・模造 撮影 原板使用
						熟覧 模写・模造 撮影 原板使用
						熟覧 模写・模造 撮影 原板使用
						熟覧 模写・模造 撮影 原板使用
特 別 観 覧 料 算 出	区 分	数量	料金小計 ①	減 免 額 ②	差引額①－②	
	熟 覧					
	模写・模造					
	撮 影					
	原板使用					
	合 計					
許可条件 松本市美術館条例及び同施行規則を遵守すること。						領収日付印

様式第4号(第2条、第6条関係)

松本市美術館

特別観覧許可変更・取消許可書兼領収書
特 別 観 覧 料 還 付 決 定 書

				許可番号	
年 月 日	申 請 者	住 所			
		団体名			
		氏 名			
		電 話	() —		
次のとおり松本市美術館特別観覧許可の 変 更 取 消を許可します。					
特 別 観 覧 許 可 番 号			特別観覧許可 年 月 日	年 月 日	
変更 の 内容 取消 の 理由					
備 考					領収日付印
次のとおり松本市美術館特別観覧料を還付します。					
納 付 年 月 日	年 月 日	還付決定 内 容	☐ 条例第11条の規定により還付しません。 ☐ 条例第11条ただし書の規定により還付します。		
納 付 金 額	円				
還 付 申 請 額	円				
還付申請理由		還 付 決 定 額	円		
		備 考			

様式第5号(第3条、第5条関係)

係 係 長 課 長			松本市美術館		使用許可 使用料減免		申請書(徴収簿)					
						許可番号						
(あて先) 次のとおり、松本市美術館施設等の 使用許可 使用料の減免を申請します。				申 請 者	住 所							
					団 体 名							
					氏 名							
					電 話 () —							
使用日時		年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後 午後										
使用目的												
予定人員					入 場 料		無 ・ 有 (円)					
施設・冷暖房使用料	施 設 区 分		使 用 日		使 用 区 分		施 設 使 用 料		冷暖房使用料		備 考	
			月 日		午前・午後・夜間		円		円			
			月 日		午前・午後・夜間							
			月 日		午前・午後・夜間							
			月 日		午前・午後・夜間							
			月 日		午前・午後・夜間							
施設・冷暖房使用料小計						A		B				
器 具 使 用 料	区 分				数 量		金 額		減 免 申 請			
	多目的ホール		音 響 ・ 視 聴 覚 機 器				円		別表第3第 号			
	講座室		音 響 ・ 視 聴 覚 機 器									
	版画室・暗室		版画制作・写真現像機器									
	企画展示室		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	常設展示室B		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	常設展示室C		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	市民ギャラリーA		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	市民ギャラリーB		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	多 目 的 ホ ー ル		ス ポ ッ ト ラ イ ト									
	展 示 パ ネ ル											
	持込み電気機器											
	器 具 使 用 料 小 計						C					
使用料算出	区 分		使用料小計①		減 免 額 ②		差 引 額 ① − ②		許可条件 松本市美術館条例・同条 例施行規則を遵守すること。			
	施 設 使 用 料		円 A		円		円		領 日 付 収 印			
	冷 暖 房 使 用 料		B									
	器 具 使 用 料		C									
	合 計											

(太線内のみ記入してください。)

様式第6号(第3条、第6条関係)

係	係 長	課 長

松本市美術館 使用許可変更・取消
使 用 料 還 付 申請書(徴収簿)

許可番号	
------	--

(あて先)	申 請 者	年 月 日	住 所		
			団 体 名		
			氏 名		
			電 話 () —		
次のとおり松本市美術館施設等の使用許可の 変 更 取 消 をしたいので申請します。					
使用許可番号			使用許可年月日	年 月 日	
変 更 取 消 の理由					
備 考					領収日付印
次のとおり松本市美術館施設等の使用料還付を申請します。					
納 付 年 月 日	年 月 日	還 付 決 定 内 容	☐ 条例第11条の規定により還付しません。 ☐ 規則第6条第1項の規定を適用します。 ☐ 即納使用料の全額 ☐ 即納使用料の50/100 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 即納冷暖房使用料の全額		
納 付 金 額	円				
還 付 申 請 額	円				
還付申請理由		還 付 決 定 額	円		
		備 考			

(太線内のみ記入してください)

松本市美術館
使用許可書兼領収書
使用料減免決定書

										許可番号						
年 月 日 次のとおり、松本市美術館施設等の 使用許可 使用料の減免 をします。										申 請 者	住 所					
											団 体 名					
											氏 名					
											電 話		() —			
使用日時		年 月 日		午前 午後		時 分から		年 月 日		午前 午後		時 分まで				
使用目的																
予定人員						入 場 料		無 ・ 有 (円)								
施設・冷暖房使用料	施 設 区 分		使 用 日		使 用 区 分		施 設 使 用 料		冷暖房使用料		備 考					
			月 日		午前・午後・夜間		円		円							
			月 日		午前・午後・夜間											
			月 日		午前・午後・夜間											
			月 日		午前・午後・夜間											
			月 日		午前・午後・夜間											
				施設・冷暖房使用料小計		A		B								
器 具 使 用 料	区 分				数量		金 額		減 免 申 請							
	多目的ホール		音 響 ・ 視 聴 覚 機 器				円		別表第3第 号							
	講座室		音 響 ・ 視 聴 覚 機 器													
	版画室・暗室		版画制作・写真現像機器													
	企画展示室		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	常設展示室B		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	常設展示室C		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	市民ギャラリーA		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	市民ギャラリーB		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	多 目 的 ホ ー ル		ス ポ ッ ト ラ イ ト													
	展 示 パ ネ ル															
	持込み電気機器															
	器 具 使 用 料 小 計				C											
使 用 料 算 出	区 分		使用料小計①		減 免 額 ②		差 引 額 ①－②		許可条件 松本市美術館条例・同条 例施行規則を遵守するこ と。							
	施 設 使 用 料		A 円		円		円		領 日 付 収 印							
	冷 暖 房 使 用 料		B													
	器 具 使 用 料		C													
	合 計															

様式第8号(第3条、第6条関係)

松本市美術館 使用許可変更・取消許可書兼領収書
使用料還付決定書

			許可番号	
年 月 日	申 請 者	住 所		
		団 体 名		
		氏 名		
		電 話	() —	
次のとおり松本市美術館施設等の使用許可の 変 更 取 消 を許可します。				
使用許可番号		使用許可年月日	年 月 日	
変 更 の理由 取 消				
備 考				領収日付印
次のとおり松本市美術館施設等の使用料を還付します。				
納 付 年 月 日	年 月 日	還付決定 内 容	☐ 条例第11条の規定により還付しません。 ☐ 規則第6条第1項の規定を適用します。 ☐ 既納使用料の全額 ☐ 既納使用料の50／100 ☐ 市長が必要と認めた額 ☐ 既納冷暖房使用料の全額	
納 付 金 額	円			
還 付 申 請 額	円			
還付申請理由		還 付 決 定 額	円	
		備 考		

様式第9号(第5条関係)

係	係 長	課 長

松本市美術館観覧料減免申請書

		許可番号		
(あて先)	年 月 日	申 請 者	住 所	
			団 体 名	
			氏 名	
			電 話	() —
次のとおり、松本市美術館観覧料の減免を申請します。				
観 覧 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後			
観 覧 人 員	人			
理 由				
処 理 欄	上記について、松本市美術館条例第10条の規定により、観覧料を減免してよろしいでしょうか。			
	年 月 日			
	観 覧 料	減 免 額	備 考	
	円	円		

(太線内のみ記入してください)

様式第10号(第5条関係)

松本市美術館観覧料減免決定書

				許可番号				
年 月 日			申 請 者	住 所				
				団 体 名				
				氏 名				
				電 話		() —		
次のとおり、松本市美術館条例第10条の規定により、松本市美術館観覧料の減免をします。								
観 覧 日 時		年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後						
観 覧 人 員		人						
理 由								
	年 月 日							
	観 覧 料		減 免 額		備 考			
	円		円					

様式第11号(第6条関係)

係	係 長	課 長

松本市美術館観覧料還付申請書

		許可番号		
年 月 日 (あて先)	申 請 者	住 所		
		団 体 名		
		氏 名		
		電 話	() —	
次のとおり、松本市美術館の観覧料の還付を申請します。				
納 付 年 月 日	年 月 日	還付決定 内 容	□条例第11条の規定により還付 しません。	
納 付 金 額	円		□条例第11条ただし書の規定 により還付します。	
還 付 申 請 額	円			
還付申請理由		還 付 決 定 額	円	
		備 考		

(太線内のみ記入してください)

松本市美術館観覧料還付決定書

			許可番号	
年 月 日	申 請 者	住 所		
		団体名		
		氏 名		
		電 話	() —	
次のとおり、松本市美術館の観覧料の還付をします。				
納 付 年 月 日	年 月 日	還付決定 内 容	□条例第11条の規定により還付し ません。	
納 付 金 額	円		□条例第11条ただし書の規定に より還付します。	
還 付 申 請 額	円			
還付申請理由		還 付 決 定 額	円	
		備 考		

松本市規則第 一 号

松本市梓川アカデミア館条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松本市梓川アカデミア館条例（平成17年条例第77号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(観覧料の減免)

第2条 条例第7条に規定する観覧料の減免の範囲及び減免額は、別表第1のとおりとする。

2 観覧料の減免を受けようとする者（以下「観覧料減免の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館観覧料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して観覧料の減免を決定したときは、観覧料減免の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館観覧料減免決定書（様式第2号）を交付するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第1第1号に該当する者は、当該対象事由を申告し、承認を受けるものとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第8条の申請は、松本市梓川アカデミア館使用許可申請書（様式第3号）の提出により行うものとする。

2 使用の申請は、使用日の12月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 条例第8条の許可は、松本市梓川アカデミア館使用許可書兼領収書（様式第4号。以下「許可書」という。）の交付により行うものとする。

(使用の変更又は取消し)

第4条 条例第8条の許可事項の変更又は取消し（以下「許可事項の変更等」という。）の申請は、松本市梓川アカデミア館使用許可変更・取消申請書（様式第5号）に前条第3項の許可書を添えて提出することにより行うものとする。

2 許可事項の変更等の許可は、松本市梓川アカデミア館使用許可変更・取消許可書兼領収書（様式第6号）の交付により行うものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第12条に規定する使用料の減免の範囲及び減免額は、別表第2のとおりと

する。

2 使用料の減免を受けようとする者（以下「使用料減免の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の減免を決定したときは、使用料減免の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館使用料減免決定書（様式第4号）を交付する。

（使用料の還付）

第6条 条例第13条ただし書に規定する使用料の還付の範囲及び還付額は、別表第3のとおりとする。

2 使用料の還付を受けようとする者（以下「還付の申請者」という。）は、松本市梓川アカデミア館使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請に対して使用料の還付を決定したときは、還付の申請者に対し、松本市梓川アカデミア館使用料還付決定書（様式第6号）を交付する。

（使用時間）

第7条 使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び片づけの時間を含むものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、廃止前の松本市梓川アカデミア館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第17号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

減免の範囲	減免額
（１） 障害者（障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条に規定する障害者をいう。）及び介助者 1 名	全額
（２） その他市長が特に必要と認めた者	市長が必要と認めた額

別表第 2（第 5 条関係）

減免の範囲	減免額
（１） 市内の保育園、幼稚園、小学校又は中学校が使用するとき。	全額
（２） 市内の芸術文化団体が使用するとき。	1 0 0 分の 5 0
（３） その他市長が必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第 3（第 6 条関係）

還付の範囲		還付額
（１） 使用者の責によらない理由により、使用することができなくなったとき。	全く使用できなくなったとき。	全額
	使用予定時間の 2 分の 1 以上を使用できなくなったとき。	1 0 0 分の 5 0
（２） 第 4 条第 2 項の許可書が交付されたとき。	使用日前 1 0 0 日に交付されたとき。	1 0 0 分の 7 5
	使用日前 5 0 日に交付されたとき。	1 0 0 分の 5 0
（３） 市長が特別の理由があると認めたとき。		市長が必要と認めた額

係	係 長	課 長

許可番号

(あて先)		申 請 者	住 所			
			団 体 名			
			氏 名			
			電 話	() —		
次のとおり、松本市梓川アカデミア館観覧料の減免を申請します。						
観 覧 日 時	年 月 日		午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
観 覧 人 員						人
理 由						
処 理 欄	上記について、松本市梓川アカデミア館条例第7条の規定により、観覧料を減免してよろしいでしょうか。					
	年 月 日					
	観 覧 料	減 免 額		備 考		
	円		円			

様式第2号(第2条関係)

松本市梓川アカデミア館観覧料減免決定書

				許可番号			
年 月 日 松本市長 印				申請者	住所		
					団体名		
					氏名		
					電話	() —	
次のとおり、松本市梓川アカデミア館観覧料の減免をします。							
観覧日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後						
観覧人員	人						
理由							
	年 月 日						
	観覧料		減免額		備考		
	円		円				

様式第3号(第3条、第5条関係)

係	係 長	課 長	松本市梓川アカデミア館 使用許可 申請書(徴収簿)			
			許可番号			
年 月 日			申請者	住所		
(あて先)				団体名		
次のとおり、松本市梓川アカデミア館				氏 名		
施設等の使用許可を申請します。				電 話	() —	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで					
使用目的						
予定人員				入 場 料	無 ・ 有 (円)	
施設等使用料	施設区分	使用単位	施設使用料	光熱水費等	備 考	
	ギャラリー	休日等	日 時間	円	円	
		平日	日 時間			
	屋外施設	休日等	日 時間			
		平日	日 時間			
	第2ギャラリー	休日等	日 時間			
		平日	日 時間			
施設使用料・光熱水費等小計			A	B		
使用料算出	区 分	使用料小計①	減免額②	差引額①－②	減免理由 別表第2第 号に 該当	
	施設使用料	A 円	円	円		
	光熱水費等	B				
	合 計				領 日 収 付 印	
許可条件 松本市梓川アカデミア館条例及び同条例施行規則を遵守すること。						

(太線内のみ記入してください。)

様式第4号(第3条、第5条関係)

松本市梓川アカデミア館

使用許可書兼領収書
使用料減免決定書

										許可番号			
年 月 日 次のとおり、松本市梓川アカデミア館 施設等の 使 用 許 可 使用料の減免 をします。				申 請 者	住 所								
					団 体 名								
					氏 名								
					電 話		() —						
使用日時		年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午前 時 分まで 午後											
使用目的													
予定人員						入 場 料		無 ・ 有 (円)					
施設 等 使 用 料	施 設 区 分		使 用 単 位		施設使用料		光 熱 水 費 等		備 考				
	ギャラリー	休 日 等	日 時間		円		円						
		平 日	日 時間										
	屋 外 施 設	休 日 等	日 時間										
		平 日	日 時間										
	第2 ギャラリー	休 日 等	日 時間										
		平 日	日 時間										
	施設使用料・光熱水費等小計				A		B						
使 用 料 算 出	区 分	使用料小計①		減免額②		差引額①－②		減免理由 別表第2第 号に 該当					
	施設使用料	A 円		円		円							
	光熱水費等	B											
		合 計							領 日 収 付 印				
許可条件 松本市梓川アカデミア館条例及び同条例施行規則を遵守すること。													

様式第5号(第4条、第6条関係)

係	係 長	課 長	松本市梓川アカデミア館		使用許可変更・取消 使 用 料 還 付	申請書(徴収簿)
					許可番号	
(あて先)			申 請 者	住 所		
				団 体 名		
				氏 名		
				電 話	() —	
次のとおり松本市梓川アカデミア館施設等の使用許可の 変更 取消 をしたいので申請します。						
使用許可番号				使用許可年月日	年 月 日	
変 更 取 消 の理由						
備 考						領収日付印
次のとおり松本市梓川アカデミア館施設等の使用料還付を申請します。						
納 付 年 月 日	年 月 日	還付決定 内 容	☐ 条例第13条の規定により還付しません。 ☐ 規則第6条第2項の規定を適用します。 ☐ 即納使用料の全額 ☐ 即納使用料の100分の75 ☐ 即納使用料の100分の50 ☐ 市長が必要と認めた額			
納 付 金 額	円					
還 付 申 請 額	円					
還 付 申 請 理 由		還 付 決 定 額	円			
		備 考				

(太線内のみ記入してください)

松本市梓川アカデミア館 使用許可変更・取消許可書兼領収書
使用料還付決定書

			許可番号			
年 月 日			申 請 者	住 所		
				団体名		
				氏 名		
				電 話	() —	
次のとおり松本市梓川アカデミア館施設等の使用許可の 変更 取消 を許可します。						
使用許可番号				使用許可年月日	年 月 日	
変 更 取 消 の理由						
備 考					領収日付印	
次のとおり松本市梓川アカデミア館施設等の使用料を還付します。						
納 付 年 月 日		年 月 日		還付決定 内 容	☐ 条例第13条の規定により還付しません。 ☐ 規則第6条第2項の規定を適用します。 ☐ 既納使用料の全額 ☐ 既納使用料の100分の75 ☐ 既納使用料の100分の50 ☐ 市長が必要と認めた額	
納 付 金 額		円				
還 付 申 請 額		円				
還 付 申 請 理 由				還 付 決 定 額	円	
				備 考		

松本市告示第 号

松本市美術館美術資料等収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市美術館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適性かつ円滑に収集するために必要な事項を定めることを目的とする。

(収集)

第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託によるものとする。

2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。

- (1) 郷土出身の作家、松本にゆかりのある作家及び関連する美術資料等
- (2) 松本を中心とした信州の自然、風土、歴史にかかわる美術資料等
- (3) 山岳等をテーマとした国内外の美術資料等
- (4) 音楽にちなんだ美術資料等
- (5) その他、市長が必要と認めた美術資料等

(松本市美術館美術資料等選定委員会)

第3条 市長は、松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適性な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は7人以内とする。

3 委員は、美術に関し学識経験のある者のうちから市長が選任した者をもって充てる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 市長は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任するものとする。

(評価員)

第5条 評価員は、市長が選任する。

2 評価員は、委任する調査事項が終了したとき解任する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、廃止前の松本市美術館美術資料等収集要綱（平成9年教育委員会告示第15号）の規定により委員に委嘱されている者は、この告示により委員として委嘱されたものとみなす。

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(平一八法一二〇・一部改正)

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(平二四法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(平一三法一〇六・平二〇法五九・一部改正)

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(昭三六法一六六・平一三法一〇六・一部改正)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(昭二八法二一一・昭三四法一五八・平一一法八七・平一三法一〇六・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(都道府県教育委員会の事務)

第六条 都道府県教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

(昭二八法二一一・昭三六法一六六・昭四二法一二〇・平一一法八七・平二〇法五九・平二九法五・令元法二六・一部改正)

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会)に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

(昭三六法一六六・平一三法一〇六・令元法二六・一部改正)

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(令元法二六・追加)

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(令元法二六・追加)

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

松教教第 号
令和 3 年 月 日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市教育委員会
教育長 赤 羽 郁 夫

松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定に伴う意見聴取について（回答）

社会教育法第 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 1 7 日付け松教美第 6 0 号で松本市長から意見聴取のあった「松本市美術館条例施行規則、松本市梓川アカデミア館条例施行規則及び松本市美術館美術資料等収集要綱の制定」についての教育委員会の意見は、下記のとおりです。

記

美術館が市長部局に移管することに伴う規則等の制定であるため、異論はありません。

教育委員会資料
3. 2. 25
中央図書館

議案第 3 号

松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱の廃止について

1 趣旨

令和3年2月17日に松本市中央図書館あり方検討委員会報告書の提出をもって、所掌事項に係る検討が終了しましたので、設置要綱（令和2年教育委員会告示第29号）を廃止するものです。

2 経過

R 2.	6. 2 6	設置要綱を施行
	8. 2 7	第1回委員会を開催
	9. 2 4	第2回委員会を開催
	10. 2 6	第3回委員会を開催
	11. 2 6	第4回委員会を開催
	12. 2 1	第5回委員会を開催
R 3	1. 2 5	第6回委員会を開催
	2. 1 7	報告書を教育長に提出

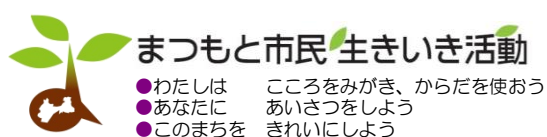
3 設置要綱

裏面のとおり

4 施行期日

令和3年4月1日

担当	中央図書館
課長	瀧澤 裕子
電話	32-0099



「学都松本」

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち、生きいきとかがやくように…

○松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱

令和2年6月26日
教育委員会告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市中央図書館の今後のあり方及び図書館事業に関する多角的かつ総合的な検討を行うため、松本市中央図書館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市中央図書館の今後のあり方に関すること。
- (2) 図書館事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 4 号

規約変更にかかる教育委員会の意見案について

1 趣旨

松本市議会令和3年2月定例会に提出された議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定に基づき、議長から教育委員会に意見聴取がありましたので、意見案について協議するものです。

2 依頼文

「規約変更にかかる意見聴取について（依頼）」
別紙1のとおり

3 対象となる議案

議案第97号 松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について
別紙2のとおり

4 新旧対照表

別紙3のとおり

5 組合規約

別紙4のとおり

6 規約変更の内容

組合の副管理者は、管理者とならなかった市村の長及び管理者となった市村の副市村長をもってあてるとしていましたが、松本市が松本市副市長定数条例の一部改正により副市長の定数を1人から2人以内としたことに伴い、副市村長が2人以上あるときは、管理者が指定する副市村長をあてるとするものです。

7 教育委員会の意見案

別紙5のとおり

8 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（抜粋） 別紙6のとおり
第12条

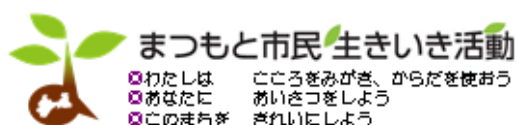
「教育組合のうち法第21条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第286条若しくは第288条の協議又は同法第291条の3第1項若しくは第3項若しくは第291条の10第1項の協議を行う場合においては、

当該関係地方公共団体の議会は、同法第２９０条又は第２９１条の１１の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第２３条第１項の条例に定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第２１条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りではない。」

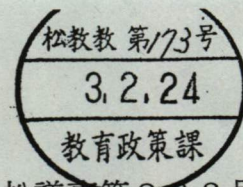
９ 松本市・山形村・朝日村中学校組合の概要

- (1) 構成市村 松本市 山形村 朝日村
- (2) 管理者 松本市長 臥雲 義尚
- (3) 教育長 松本市教育長 赤羽 郁夫
- (4) 管理中学校 組合立鉢盛中学校
- (5) 生徒数 ４３５人（２．５．１現在）
- (6) クラス数 １８クラス

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	３３－３９８０



「学都松本」

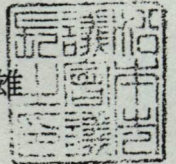


別紙 1

松議事第282号
令和3年2月24日

松本市教育委員会
教育長 赤羽郁夫 様

松本市議会
議長 村上幸雄



規約変更にかかる意見聴取について（依頼）

残寒の候、貴職におかれては御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろは、松本市議会に対しまして、格段の御理解、御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、現在開会中の令和3年2月定例会に、市長から下記の議案が提出されておりますが、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令により、議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないものとされております。

つきましては、本規約の変更に関して、貴委員会の御意見を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 対象となる議案

議案第97号 松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について
（写し・・・別紙のとおり）

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 第12条

3 回答期限

令和3年3月4日（木）までに回答をお願いします。

第 9 7 号

松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、松本市・山形村・朝日村中学校組合規約を次のとおり変更する。

松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の一部を改正する規約

松本市・山形村・朝日村中学校組合規約（昭和 4 0 年長野県指令 4 0 地第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「副市村長」の次に「(副市村長が 2 人以上あるときは、管理者が指定する副市村長)」を加える。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

松本市・山形村・朝日村中学校組合規約新旧対照表

現 行	改 正 案
○松本市・山形村・朝日村中学校組合規約 昭和40年3月30日 長野県指令40地第175 第3章 執行機関 (設置及び選任の方法) 第8条 この組合に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に定める教育委員会のほか管理者、副管理者及び会計管理者を置く。 2 管理者は、関係市村の長の互選によりこれを定める。 3 副管理者は、管理者とならなかった市村の長及び管理者となった市村の副市村長をもってあてゐる。 4 会計管理者は、管理者の属する市村の会計管理者をもってあてゐる。 (補助職員) 第9条 この組合に職員を置き管理者が任免する。	○松本市・山形村・朝日村中学校組合規約 昭和40年3月30日 長野県指令40地第175 第3章 執行機関 (設置及び選任の方法) 第8条 この組合に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に定める教育委員会のほか管理者、副管理者及び会計管理者を置く。 2 管理者は、関係市村の長の互選によりこれを定める。 3 副管理者は、管理者とならなかった市村の長及び管理者となった市村の副市村長 <u>(副市村長が2人以上あるときは、管理者が指定する副市村長)</u> をもってあてゐる。 4 会計管理者は、管理者の属する市村の会計管理者をもってあてゐる。 (補助職員) 第9条 この組合に職員を置き管理者が任免する。 附 則 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、松本市・山形村・朝日村中学校組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 この組合は、松本市、東筑摩郡山形村及び東筑摩郡朝日村(以下「組合市村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、組合立鉢盛中学校の設置及び管理並びにこれに関する教育事務を共同処理する。

(通学区)

第4条 この中学校の通学区域は、松本市大字今井、山形村及び朝日村の地域とする。

(組合の事務所の位置)

第5条 この組合の事務所は、松本市丸の内3番7号松本市役所に置く。

第2章 議会

(議員の定数及び選挙方法)

第6条 この組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、18人とし、その選出区分は次のとおりとする。

松本市	5人
山形村	7人
朝日村	6人

- 2 前項の議会議員は、組合市村の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。ただし、松本市が選出する組合の議員のうち3名は松本市議会において議員のうちから選挙し、2名は松本市大字今井において市議会の議員の被選挙権を有するものの中から松本市長が松本市議会の同意を得て選出する。
- 3 前項の選挙の方法については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第118条第1項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(議員の任期)

第7条 市村議会の議員から選挙された組合議会の議員の任期は、各市村の議会議員の在任期間とする。

- 2 松本市大字今井から選出された組合議会の議員の任期は、4年とする。
- 3 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。
- 4 前項の補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 執行機関

(設置及び選任の方法)

第8条 この組合に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に定める教育委員会のほか管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者は、関係市村の長の互選によりこれを定める。

3 副管理者は、管理者とならなかった市村の長及び管理者となった市村の副市村長をもってあてる。

4 会計管理者は、管理者の属する市村の会計管理者をもってあてる。

(補助職員)

第9条 この組合に職員を置き管理者が任免する。

(選挙管理委員)

第10条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第16条に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する団体の選挙管理委員会とする。

(監査委員)

第11条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合の議員及び識見を有する者のうちから1人ずつ選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された監査委員の任期は、組合議員の任期中とする。

(組合経費の支弁方法)

第12条 この組合の経費は、組合市村の分担金、国庫支出金、県支出金、借入金及び使用料その他の収入をもってあてる。

(経費の負担区分)

第13条 前条の分担金は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第11条に基づいて算出した鉢盛中学校に係る基準財政需要額(地方交付税法第10条第2項ただし書により調整減額された場合には、当該調整減額分に相当する額を控除した額(以下「需要額」という。))に相当する額に達するまでは朝日村が負担し、なお不足するときは次の分賦区分により関係市村で負担する。ただし、松本市が負担する分担金の算出の基礎となるべき戸数及び生徒数は、第4条の規定による通学区域の戸数及び生徒数による。

(1) 学校建築費 戸数割(当該年度5月1日現在)

(2) 維持経営費 生徒数割(当該年度5月1日現在)

2 地方債元利償還金等がある場合における前項の需要額の算出は、投資的経費のうち、地方債元利償還金等に相当する需要額を学校建築費分として計算し、その他の需要額は維持経営費分として計算する。

3 朝日村が地方交付税のうち普通交付税を交付されない場合及び普通交付税を交付される場合において、その額が需要額に満たないこととなるときの分賦区分は、前2項の規定にかかわらず別に定める。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、組合について必要な事項は、組合が別に定める。

附 則

この規約は、組合設立の許可の日から施行する。

附 則(昭和44年県指令44中南県第346号)

(施行期日)

- 1 この規約は、許可の日から施行する。ただし、改正後の第13条の規定は、昭和44年度分の分担金から適用する。

(内払規定)

- 2 この規約施行のさい改正前の規定により納入された分担金は、この規約による分担金の内払とみなす。

附 則(平成4年県指令3松地総第513号)

(施行期日)

- 1 この規約は、許可の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、この規約による改正後の松本市・山形村・朝日村中学校組合規約第11条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則(平成19年3月30日長野県松本地方事務所指令18松地政第328号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

松教教第 号
令和 3 年 月 日

松本市議会
議長 村 上 幸 雄 様

松本市教育委員会
教育長 赤 羽 郁 夫

規約変更にかかる意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定に基づき、令和 3 年 2 月 24 日付け松議事第 282 号で松本市議会議長から意見聴取のあった「議案第 97 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合規約の変更について」の教育委員会の意見は、下記のとおりです。

記

規約の変更については、適当と認めます。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(昭和三十一年六月三十日)

(政令第二百二十一号)

第五章 教育組合

(文部科学大臣又は都道府県委員会の意見の聴取)

第十一条 総務大臣又は都道府県知事は、法第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合(以下「教育組合」という。)(について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定又は同項、第二百九十一条の三第一項若しくは第二百九十一条の十第一項の規定により許可の処分をする場合においては、あらかじめ、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合(当該都道府県が加入しないものに限る。)(が処理し又は処理することとなる法第二十一条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

(平七政二三八・平一二政四二・平一二政三〇八・平二〇政七九・平二三政二三五・平二七政三八・一部改正)

(関係地方公共団体の教育委員会の意見の聴取)

第十二条 教育組合のうち法第二十一条に規定する事務の一部を処理するものについて関係地方公共団体が地方自治法第二百八十六条若しくは第二百八十八条の協議又は同法第二百九十一条の三第一項若しくは第三項若しくは第二百九十一条の十第一項の協議を行う場合においては、当該関係地方公共団体の議会は、同法第二百九十条又は第二百九十一条の十一の議決をする前に、当該関係地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該関係地方公共団体の教育委員会が、当該教育組合が処理し又は処理することとなる法第二十一条に規定する事務の全てを管理し、及び執行しないこととされているときは、この限りでない。

(平三政一七〇・平七政二三八・平一二政四二・平二〇政七九・平二七政三八・一部改正)

(解散の届出)

第十三条 教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合(次条第二項及び第十五条において「一部事務組合」という。)(であるものを解散しようとするときは、同法第二百八十八条の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をするほか、総務大臣に届出をする場合にあつては文部科学大臣、都道府県知事に届出をする場合にあつては都道府県委員会に届出をしなければならない。ただし、法第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該教育組合(当該都道府県が加入しないものに限る。)(が処理する法第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行しないこととされているときは、当該都道府県委員会に届出をすることを要しない。

(平七政二三八・平一二政四二・平一二政三〇八・平二〇政七九・平二三政二三五・平二七政三八・一部改正)

(教育組合の教育長及び委員の任命資格に関する特例等)

第十四条 教育組合(選挙人の投票によりその管理者又は長(地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事)を選挙するものを除く。以下この項において「長を公選としない教育組合」という。)(の教育委員会の教育長及び委員の任命資格に関する法第四条第一項及び第二項並びに第九条第一項第二号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「地方公共団体の長の」とあるのは、都道府県の加入する長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する都道府県の知事の」と、都道府県の加入しない長を公選としない教育組合にあつては「地方公共団体の組合を組織する市町村の長の」とする。

2 法第九条第二項において準用する地方自治法第四百三十三条第一項後段の規定により地方公共団体の選挙管理委員会が処理するものとされている事務は、教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙人の投票によりその管理者を選挙するものを除く。)(にあつては、当該教育組合の規約で定める地方公共団体(都道府県の加入する教育組合にあつては、都道府県に限る。)(の選挙管理委員会が処理するものとする。この場合において、関係地方公共団体の選挙管理委員会は、これに協力しなければならない。

(平一二政四二・全改、平二三政二三五・平二五政二八・平二七政三八・一部改正)

(教育組合の教育長又は委員の解職請求に関する特例)

第十五条 教育組合の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求に関する法第八条第一項の規定の適用については、同項中「地方公共団体の長の選挙権を有する者」とあるのは、「地方公共団体の組合を

組織する地方公共団体の長の選挙権を有する者(当該組合が地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合である場合にあっては、当該広域連合の区域内に住所を有する者に限る。))とする。

- 2 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものに限る。))又は教育組合のうち地方自治法第二百八十四条第一項の広域連合であるものの教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第八項を除く。))」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する地方公共団体の組合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内(当該組合が広域連合である場合にあっては、当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。))」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「地方公共団体の組合(当該組合」と、「(以下この号において「指定都市」という。)の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、第七十四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「地方公共団体の組合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。
 - 3 教育組合のうち一部事務組合であるもの(選挙管理委員会を置くものを除く。))の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について、法第八条第二項の規定により地方自治法第八十六条第四項前段の規定を準用する場合においては、同項前段中「第七十四条の二」とあるのは「第七十四条の二(第七項を除く。))」と、「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第七十四条第六項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する一部事務組合に係る」と、同項第三号中「普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「一部事務組合」と、「(以下この号において「指定都市」という。)の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。))」とあるのは「の区及び総合区」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。
 - 4 第三条第一項の規定により、教育組合の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求について地方自治法施行令第九十二条第三項、第九十三条、第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第二項の規定を準用する場合においては、当該教育組合は、都道府県とみなす。
 - 5 第三条第一項の規定にかかわらず、教育組合の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求については、地方自治法施行令第九十八条の三第一項の規定は、準用しない。
(平一四政四五・追加、平一四政九五・平二三政二三五・平二五政二八・一部改正、平二七政三八・旧第十四条の二繰下・一部改正、平二七政三〇(平二七政三八)・一部改正)
(教育組合に都道府県等が加入した場合における県費負担教職員に対する処分の効力等)
- 第十六条 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。以下この条において同じ。))町村のみが加入する教育組合に新たに都道府県又は指定都市が加入した場合においては、都道府県委員会が当該加入に係る教育組合の県費負担教職員に対し行つた任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分であつた加入の日において現に効力を有するものは、同日以後においては、当該加入に係る教育組合の教育委員会が行つた処分とみなす。
- 2 市町村のみが加入する教育組合に新たに都道府県が加入した場合においては、当該加入に係る教育組合の職員であつて当該加入の日以前において県費負担教職員(中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。))のみを置くものを除く。))の職員であるものを除く。以下この条及び第二十三条において同じ。))であつた者に対し、同日前の事案について同日以後に当該加入に係る教育組合の教育委員会が懲戒処分を行うときは、従前の例により行うものとする。
 - 3 都道府県が教育組合を脱退して当該教育組合が市町村のみが加入するものとなつた場合においては、当該教育組合の教育委員会が当該教育組合の職員であつて当該脱退により県費負担教職員となることとなる者に対し行つた任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分であつた脱退の日において現に効力を有するものは、同日以後においては、都道府県委員会が行つた処分とみなす。
 - 4 前項に規定する場合においては、当該教育組合の職員であつて当該脱退により県費負担教職員となつた者に対し、当該脱退の日以前の事案について同日以後に都道府県委員会が懲戒処分を行うときは、従前の例により行うものとする。
 - 5 指定都市が教育組合(都道府県が加入するものを除く。))を脱退して当該教育組合が市町村のみが加入するものとなつた場合においては、当該教育組合の教育委員会が当該教育組合の県費負担教職員に

対し行つた任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分で当該脱退の日において現に効力を有するものは、同日以後においては、都道府県委員会が行つた処分とみなす。

- 6 第一項、第三項又は前項の処分に期間が付されているときは、当該期間は、当該処分が行われた日(起算日が別に定められている処分については、当該起算日)から起算するものとする。

(平一二政四二・全改、平二〇政七九・平二七政三八・一部改正)

(教育組合に都道府県等が加入した場合等における不利益処分に関する経過措置)

第十七条 前条第一項、第三項又は第五項に規定する場合においては、当該各項に規定する職員に対し当該各項の都道府県又は指定都市の加入又は脱退の日前に行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。

(平一二政四二・追加、平二七政三八・旧第十六条の二繰下)

(最初に任命される委員の任期)

第十八条 教育組合の設置後最初に任命される教育委員会の委員の任期は、法第五条第一項本文の規定にかかわらず、その定数が四人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、法第三条ただし書の条例の定めるところによりその定数を五人以上とする場合にあつては、次の各号に掲げる数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を三人とする場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数を二人とする場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、当該教育組合の管理者又は長(地方自治法第二百八十七条の三第二項(同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。))の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く教育組合にあつては、理事会)が定める。

一 委員の定数に四分の一を乗じて得た数 四年

二 委員の定数から二を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 三年

三 委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 二年

四 委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 一年

(平一二政四二・全改、平二〇政七九・平二五政二八・一部改正、平二七政三八・旧第十七条繰下・一部改正)

報告第 3 号

松本市中央図書館あり方検討委員会報告書について

1 趣旨

松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱に基づき、松本市中央図書館の今後のあり方について多角的かつ総合的に検討を重ねてきた委員会から、「松本市中央図書館あり方検討委員会報告書」が提出されましたので、その概要について報告するものです。

2 経過

R 2.	8. 27	第1回委員会を開催
	9. 24	第2回委員会を開催
10.	26	第3回委員会を開催
11.	26	第4回委員会を開催
12.	21	第5回委員会を開催
R 3	1. 25	第6回委員会を開催
	2. 17	報告書を教育長に提出

3 内容

別紙「松本市中央図書館あり方検討委員会報告書」のとおり

4 今後の予定

- (1) 報告書は、市および図書館ホームページで公開します。
- (2) 報告書を基に、令和3年度内に「図書館サービス基本計画」を策定します。

担当	中央図書館
課長	瀧澤 裕子
電話	32-0099

松本市中央図書館あり方検討委員会報告書

松本市中央図書館あり方検討委員会

令和3年2月17日

目次

はじめに	1
------	---

1 松本市図書館が目指すべき将来像とは

(1) 松本市図書館が目指す将来像	2
(2) 各委員からの提言	3

2 将来像を実現するために

(1) 求められるサービスとは	14
(2) 求められる職員や運営体制とは	17
(3) 求められる施設や設備や立地とは	20

おわりに	22
------	----

資料

・ 図書館の役割	23
・ 松本市図書館の現状と課題	24
・ 松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱	26
・ 松本市中央図書館あり方検討委員会 委員名簿	27
・ 松本市中央図書館あり方検討委員会の協議経過	28
・ 松本の図書館どうしよう通信（MTD o 通信）1～4号	29

はじめに

図書館は、地域や人々の暮らしや仕事、学びなどあらゆる場面で必要とされる情報を提供するために、さまざまな活動を展開する施設であり、すべての世代の活動に対して開かれた公共の場です。全国各地に、地域において役立つ重要な施設と認識され、多くの住民でにぎわう図書館があります。これからの地域社会において、一人ひとりがより良く生きるための「学び」や「活動」が生まれ、つながる場をつくる図書館の存在意義はますます重要となります。

令和2年6月、松本市教育委員会は、多様化、複雑化する市民ニーズへの対応、情報アクセスの格差の解消、これまで担ってきた役割や機能の維持向上に加えて、新たな視点を取り入れた松本らしいこれからの図書館のあり方についてさまざまな角度から総合的に検討するために、「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置しました。

5人の委員は、それぞれの立場で、図書館経営や図書館を生かしたまちづくりに携わり、その中で図書館が本来持つ強みや多面的な可能性を具現化し、地域に開かれ役立つ場にするための実践活動を積み重ねてきました。

これまでの実践と経験を通して、従来の図書館サービスに、新しい視点を取り入れ、松本市の図書館はこれからどうあるべきかを6回にわたり論議を重ね、ここに報告書としてまとめました。

松本市図書館の目指すべき将来像は、いつでもどこでも誰にでも開かれた地域の情報拠点として、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐという図書館の持つ多様な機能を生かし、市民一人ひとりに、活動や学び合いの場をつくり、応援し、市民と共に進化していく図書館です。

なお、会議の当初から、松本市が設置する市立図書館全体と松本市蟻ヶ崎に所在する館の双方を「松本市中央図書館」と称することでの混乱が生じていました。そこで「松本市図書館条例」の解釈として、前者を「松本市図書館」、後者を「松本市中央図書館」（以下、中央図書館とする）と称することが妥当と考え、本報告書においてはこの名称により記述することとしました。

令和3年2月17日
松本市中央図書館あり方検討委員会

1 松本市図書館が目指すべき将来像とは

(1) 松本市図書館が目指す将来像

「これからの松本市の図書館は、どんな図書館であってほしいですか？」

この問いかけに、おそらく十人十色の返答があるでしょう。

それは、きっと「本の貸し借りの場」「静かに読書をする場」「調べものをするための資料がたくさんある場」だけではなく、「友達とおしゃべりしながら勉強ができる場」「仕事に役立つ情報や資料を紹介してくれる場」「グループワークのできる場」「一日中居てもいい場」「学び合いや活動の発表の場」「子どもが少しくらい騒いでも大丈夫な場」「特に目的はなくてもふらっと立ち寄れる場」「図書館に行かなくても資料や情報が入手できる図書館」など一人ひとりの目的を受け入れた利用ができる図書館ではないでしょうか。

図書館は、

- ・無料で、入館や資料・情報の利用ができる
- ・赤ちゃんから高齢者まで幅広い世代が気軽に利用できる
- ・一人でもグループでも利用できる
- ・利用目的が問われない
- ・休日や夜間も利用できる
- ・長時間の滞在ができる
- ・施設の「認知度」と「集客力」が高い
- ・多種多様な蔵書を通じて、どんな施設とも連携でき、調和しやすい

などの特性を持つ誰にでも開かれた公共施設です。

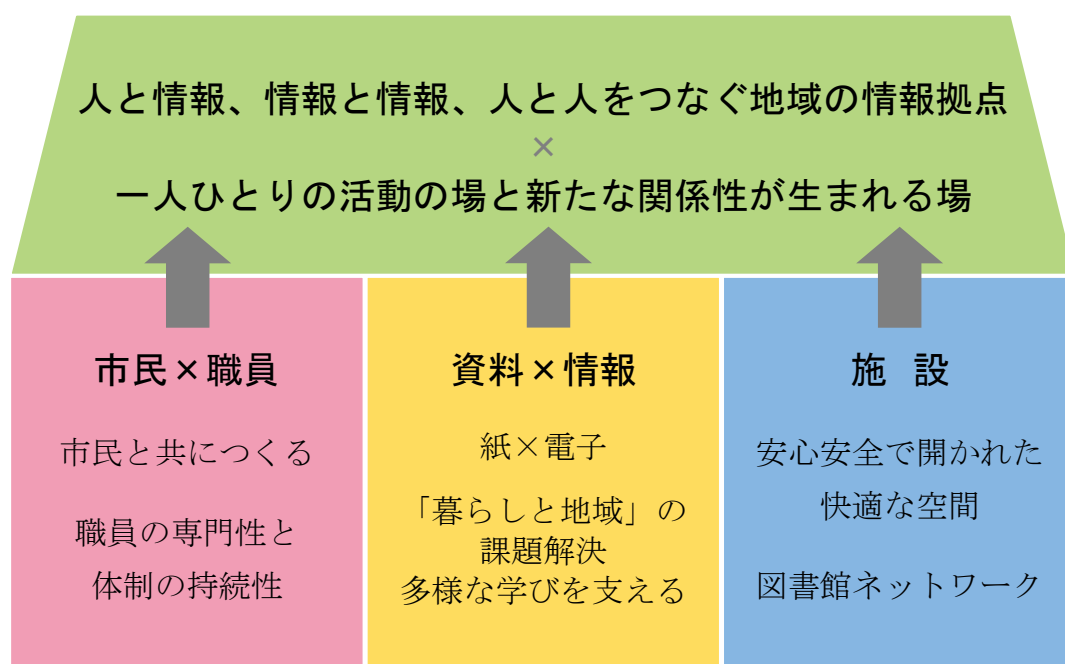
図書館を構成する要素は、「資料」「人」「施設」と言われます。蔵書として持つ「資料」やさまざまな「情報」、それを利用する「市民」、資料と利用者を結びつける役割を果たす「図書館員」、資料を整理、保存して利用に供する場としての「施設」があり、これらの充実により、図書館の多様な機能を実現する活動が行われます。

これからの松本市図書館が目指すべき姿は、前述の図書館の特性や図書館を構成する要素を最大限に活用し、いつでもどこでも誰にでも開かれた地域の情報拠点となり、すべての市民に、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐという図書館の持つ多様な機能を提供し、多様な活動や学び合いの場をつくり、市民と共に進化していく図書館です。

それは、施設としての図書館にとどまるものではありません。人や情報がつながりあって社会を支える、地域インフラとしての機能を意味します。情報によって市民が支え合い成長していく広場のようなものともいえるでしょう。

(下記のイメージ図上部)

松本市図書館が目指す将来像



(2) 各委員からの提言

松本市図書館のあり方を議論する中で、委員間に大きな意見の違いや対立はありませんでした。それは、意見の同じ委員がそろったのではなく、今の日本の図書館が向かっている大きな流れの中で議論を共有していたからにほかなりません。しかし、委員の個人的経験や背景を削除しながら、最小公倍数的な報告書とせざるを得なくなる中で、委員会での発言の大切な部分を置き去りにしてきている思いにとらわれました。そこで、委員それぞれに他者の校正を加えない執筆をお願いすることとしました。こうした報告書ではあまり用いない手法ですが、この中からさらに今後の方向を拾い上げていただくことも可能ではないかと考えています。

元気な松本市を創造するために

伊東 直登

本能寺の変を知った羽柴秀吉は、歴史に残る大軍の短期大移動（中国大返し）をおこなって明智光秀を破ります。誰もが知るこの歴史的イベントは、情報戦が作った歴史でした。秀吉は、誰よりも早い情報網を作り、行軍に必要な連絡網や、途中の諸大名を封じる情報戦にも成功しました。何より大きかったのは、この情報戦によって柴田勝家をはじめとする織田家の諸将に先んじたことでしょう。情報戦の勝利が豊臣政権を作ったと言っても過言ではありません。こうした、情報が歴史を左右した事例は、枚挙にいとまがありません。

さて、松本市の図書館はどうあるべきかという話です。

図書館のあり方について、委員会内において意見の大きな差異は無かったとあります。そのベクトルとは、今までの図書館が行ってきたことは図書館が成すべきことの道半ばであること、もっともっと地域や人々に役立つ仕事をしなければならないということ、それができるはずということ、しかしそこには、図書館員も市民もその具体的なイメージがなかなか持てないという課題があるということなどです。

松本市図書館はさまざまな場面で、地域の、市民の力になることができます。その武器が情報です。将来消滅する自治体があるとまで言われている現在、地方が自立した運営をしていくために求められるのは、情報を正しく取得し、責任ある判断とその活用をすることです。それは、リーダーはもちろん、市民一人ひとりに求められているものです。これを支援するために、あらゆる分野で根拠のある情報を収集し、整理し、提供できる仕組みと人を備えているものは図書館以外にありません。有史以来、図書館が活用され続けてきた理由がそこにあります。

ではなぜ今、図書館のあり方が各地で議論されているのか。

図書館のこうした機能についての理解や認識が、図書館の内にも外にも広がっていないことに尽きます。今やっていない図書館サービスを始めようということですから、誰にも見えていません。期待されないから応えない。発信しないからそんな図書館があるとは思わない。今までの図書館認識にとどまっている限り、そのサービスの内容も効果も、進化は無いのです。

アメリカの図書館がビジネス支援という図書館サービスを行い、仕事に役立つ情報提供を積極的に行うだけでなく、コピー機やポラロイドカメラなどを世に送り出すという事例まで起きている、というセンセーショナルな報告が日本にもたらされたのは20年前です¹⁾。以来、日本各地の図書館では、読書活動という概念を越えて、仕事や生活、教育、福祉、医療、子育て等々、さまざまな分野での新しいサービスが始められ、住民生活に役立つとしています。事実、図書館で起業するなどとは、かつては何のことか分からないような話でしたが、図書館の支援により起業に至った事例は、すでに全国に数多くあります。人口数万の自治体においてさえ、幾つもの市民の夢が実現しています。

本報告書では、そうした具体的な事例を調査し報告する時間はありませんでした。しかし、さまざまな事例は全国にあり、枚挙にいとまがありません。今後の図書館サービス計画や、教育振興基本計画の議論の中で、具体化していただきたいと願っています。

生き残りをかけた地方の情報戦の中で、進化を始めた自治体と、旧態依然とした自治体の差はあきらかにあります。それは、気が付かないままでいれば、今後大きくなる一方とされています。松本市の自立した未来のために、情報政策の一環である図書館施策が、日本の先進例となっていくことを期待しています。

1) 菅谷明子『未来をつくる図書館ーニューヨークからの報告』岩波書店、2003

市民一人ひとりの暮らしと共にある図書館

菊地 徹

年始に松本市が発行した『広報まつもと』（2021 年 1 月号）の巻頭に「松本市基本構想 2030（素案）」が掲載されました。「基本構想」は、この先 10 年間の「まちづくりの方向性」を示すものです。その方針を踏まえて、向こう 5 年間の「政策の方向性」を示す「基本計画」が定められます。この「基本構想」と「基本計画」のふたつから、市の策定するあらゆる計画の最上位に位置する「総合計画」が構成されます。

「松本市基本構想 2030」は、その原案（素々案）を〈松本市基本構想 2030 市民会議（以下、市民会議）〉が協議を重ね、作成しました。私も、この〈市民会議〉に委員のひとりとして参加しました。同構想の素案で掲げられたキャッチフレーズは「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」。そこには次の説明が添えられています。「松本市民は、日々の暮らしの中で、〔岳〕自然豊かな環境に感謝し、〔楽〕文化・芸術を楽しみ、〔学〕共に生涯学び続ける」。「三ガク都」はこれまで、集客目的の「観光資源」として、対外的に発信されてきた言葉です。しかし今回は、それら「ガク都」の恵み〔岳・楽・学〕を、市民の暮らしに活かす「地域資源」として捉え直しています。豊かな「地域資源」のポテンシャルを、私たちの日常の中で開花させていこう、という宣誓です。

昨年 11 月には、より広く市民の声を聴くために、〈市民会議〉主催の「基本構想 2030 市民フォーラム」も開かれました。冒頭に〈市民会議〉座長の山本達也清泉女子大教授が「基本構想 2030（素々案）」を説明。教授は、21 世紀を迎えたいま、20 世紀までの「指数関数的無限成長社会モデル」から「持続可能な循環型社会モデル」に乗り換えることが重要である、と訴えました。そして、その「社会モデルの乗り換え」には、3 つの「意識変革」が不可欠だ、と唱えています。すなわち、「量から質へ」「管理から協調へ」「非日常から日常へ」。

ところで、これらの「意識変革」は、松本市図書館のこれからのあり方を考えるとき、必ず問われることになるマインドチェンジと、まさに重なる視点です。

「量から質へ」。蔵書冊数や貸出冊数、資料購入費などの数を追い求め、数字で評価されてきた図書館から、目の前のひとりのニーズを満たす1冊が速やかに提案されているかを問う図書館へ。「管理から協調へ」。中央図書館による統制あるいは調整ありきの分館ネットワークから、地域ごとの特性を反映して自律したそれぞれの分館が、広大な市域にバランスよく分散し、互いに協調することで、ネットワーク全体として市民の学び合いを支えていく図書館へ。「非日常から日常へ」。借りたい本が決まっているときや、集中して課題学習に取り組みたいときなど、明確な理由や目的がある場合に限って出かける図書館から、そこに行けばきっと出会える、知的好奇心をくすぐる「何か」が楽しみで、つい足を運んでしまう、暮らしと地続きの図書館へ。

「市民一人ひとりの暮らしと共にある図書館」というあり方を実現できたとき、松本市図書館は、このまちが「学都」であることを立証するシンボルとして、その「場」の価値を深化させることが叶うのではないのでしょうか。

私には、この春、小学校に入学する息子と、年長に進む娘がいます。10年後の春、彼も彼女も、義務教育を終えています。この10年、彼らの主体的な学びを引き出し、そして支える、市の図書館であってほしい、と切に願います。10年後、彼と彼女が誇らしく「ガク都で育った」と口を揃えることがあれば、私もその原案づくりに参加した「松本市基本構想 2030」は一定以上に実践された、と評価できるでしょう。そして「ガク都で育った、と思うのは何故」と訊ねたとき、返ってくる幾つかの理由のなかに「松本には素晴らしい図書館があるから」という回答が含まれていることを、未来の世界を創る子どもたちを、このまちで育てる松本市民のひとりとして、心から期待しています。

「松本に住んで良かった」と思える地域づくりの情報基盤として

森 いづみ

東京から松本に転勤して、4年弱。もともと山好きで「信州」には憧れがありました。「岳都」「楽都」「学都」の三つの「ガク都」を知り、「自然・文化・学び」を大切にする松本市民になれて、嬉しく誇らしい気持ちでした。

日常生活の中で、「三ガク都」を意識するのはどんな時でしょうか。「岳」は、美しい風景を見て実感できそうです。「楽」や「学」は？…形のないものを実感するのは難しそうです。では、想像してみてください。「通勤や通学、買い物など、普段の生活圏に、ぶらりと立ち寄れる場所があり、そこに情報や人が集まっていたら？」と。そこは、仕事や勉強に必要なスキルや知識の習得、地域の課題解決、知らない世界への冒険など、さまざまな情報や体験が、本やデータベースの形で蓄積され、誰もが自由に使えます。一人で集中してもいいし、必要な情報へナビゲートしてくれる人もいる。あらゆる世代や立場を越えて、興味関心が重なる人々の出会いの場でもある、「知の共有地」です。ここでは「楽」や「学」が実感できるかもしれません。

実は、公共図書館は「乳幼児から高齢者まで」すべての人の学びを支え、「情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場」という役割(*1)を担っています。松本では、中央館と10の分館がネットワークで結ばれ、全域サービスを展開し、分館数は同規模の自治体と比較すると全国3位です(*2)。しかし、実際に図書館を活用している人は約2割。これはもったいないですね。せっかくの「知の共有地」である図書館を、もっと活用しない手はありません。

そうはいっても、広い松本市では、距離的にも心理的にも図書館が身近とは言えない実態があります。そこで解決策として提案したいのが、リアルな「場」を補完する手段としての「デジタル」と「ネットワーク」の積極的な導入です。

情報収集や買い物は、既にオンラインに移行しつつあります。行政サービスのあり方や働き方、コミュニケーションの手段にも変化が起き始めました。情報や場の「デジタル化」「ネットワーク化」によって、地理的・時間的・身体的なバリアが解消されることが期待できます。

「三ガク都」松本の主役は、松本市民です。すべての市民が「松本に住んで良かった」と思える地域づくりのためには、市民の「知る・学ぶ・生きる」ための情報基盤として、図書館が再整備され、新たな機能、十分な資料・情報、施設・設備、人的体制を持ち、身近で頼れる存在になることが必要不可欠ではないでしょうか。

この「報告書」にはその具体策が盛り込まれています。どうぞご一読ください。

*1 「公立図書館の任務と目標」日本図書館協会（1989年公表、2004年改訂）
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/Default.aspx>

*2 「松本の図書館どうしよう：MTD o（エムティードゥー）通信」No. 2
松本市中心図書館あり方検討委員会（2020年12月）
<https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/0000000414.html>

「松本の未来をひらく図書館」

森田 秀之

詩人・作家の長田弘さんの講演会「本とは何か」の中での一節を引用します。
「本は書かれている内容よりも、読んだときに『名付けようもないだいなもの-something』を思い起こすことがある。それが大切だということを、この歳になって、ようやく気づきました。」

長田さんはこの講演会の4年後、2015年にお亡くなりになりましたが、いまでも《だいなもの》ということばを思い起こし、私に問いかけてくれます。《だいなもの》とは、思い出だったり、美しい場所だったり、憧れるモノだったり、大切な人だったり、継いでいくべき技であったり、夢や希望といった見えないものもある。

松本と聞くと思い浮かべるのは、「文化を継承してきたまち」というイメージです。

文化とは、《だいなもの》を大切にしたいという共通の想いが、世代を超えて堆積したものと考えます。松本は、人と人との確かな関係があり、脈々と次代のひとへ渡してきた地域なんだろうと思います。

長らく続いてきた社会、環境が、いま大きな分岐点にきていると感じます。

国の債務累積、自治体の財政難、高齢化加速、格差・貧困拡大、資本主義の機能不全、地方都市空洞化、農業後継者不足、温暖化加速・気候崩壊、食糧・エネルギー問題、そして感染症の流行と、課題をあげたらきりがありません。

そんな中で、日常を失わずに暮らしていくには、ひとりひとりが《だいなもの》を大切にしたいという想いをもち、それを守り、すべての愛すべきひとへ渡していくことが必要なんだろうと思うのです。

図書館はまさに奇跡の公共施設です。あらゆるひとが座れる「席」が用意されています。誰もが安心して居られ、《だいなもの》を思い起こすことができる

時間が流れています。

その奇跡の図書館がさらに目指すべきものは、これから人びとが地域で生きていくために必要な新たな「席」を用意していく、つまり場づくりをおこなうことです。

共感する視点や課題、異なる価値観などに気づく場。尊重し合い、認め合う場。誰もが自由に表現し、誰もがそれを自由に受け取れる場。人びとや社会の中の「自分たち事」が見つかる場。新たな関係性が生まれる場。地域のひとたちと対話し、相談し合い、助け合う場。環境や社会の問題や矛盾の影響を直接的に受けやすく、弱い存在である子どもたちや不便さを感じている方々の権利が守られる場。市役所の窓口・担当部署、市内の関係施設、研究機関、企業、専門家・名人、まち、山や田畑といった、関係があるさまざまなものへつながるきっかけがある場。

このような場によって、人びとは活動を始めるに違いありません。

生きがいとなる活動。学び合いが生まれる活動。助け合う活動。なりわいが生まれる活動。専門性が深まる活動。新たなことを試していく活動。イノベーションが起こる活動。地域の課題が解決する活動。地域がよりよくなる活動。

この活動の継続こそが本来の自治であり、さらに人と人との関係、人と地域との関係を確かなものとし、松本市の未来を拓いていくものだと思えます。

図書館のみなさん、市長はじめ市役所の方々、松本市のみなさん、是非頑張ってください。応援しています。

松本市図書館のこれからへの期待

吉成 信夫

図書館長になった時から私がずっと考え続けているのは、公共図書館の敷居をどうしたら低くすることができるかです。これは長年利用する側であった昔も今も変わりません。貸してあげている、教えてあげているといった上から啓蒙するような感じがどうしても拭えませんでした。そうした自分の身体感覚がすべてのベースにあります。

静かにしなさいと見張られている感じや、注意されるのではないかとどこかびくびくした感じを持つのは私だけではないと思うのですがそれはなぜでしょうか。思い込みや思い違いもあるかもしれないのですが、私はその大きな要素として「図書館は静寂と沈黙の場所」という大前提があることに不文律の了解を求められているからではないかと思っています。ここをどう考えるのかで図書館のあり方は大きく変わると思います。

私の在籍した図書館ではここを変えました。「子どもの声は未来の声」としてこれからの図書館が大切にしたいことを理念として掲げたのです。決して子どもだけを見ている訳ではありません。この子どもたちは成長しておとなになり、家族を連れて、老年になるまで三世代通い続けてくれるかもしれない存在です。子育て、子育てだけではなく、この場所で生命を次代につないでいくことのために、生きるために必要な知識や知恵を集めるための場所が公共図書館の役割だと私は考えています。

松本市図書館でも、運営の理念をまとめることの中に、この静寂と沈黙についてどう考えるかを明らかにするべきと私は思います。

図書館が社会と切り離されて孤立して存在できない以上、市民と一緒に悩む、受け止める社会教育施設の一員であることを絶対に忘れてはならないと思います。そうなければ本の貸し借りだけを仕事にしていられません。相手はここに来る

ひとです。まだ縁のない方々と本を通してどんな関係性をひとや地域と結べるかを常に先取りして考え、必要な情報を集め、必要とあれば現場へ出て行き、他の機関とつなぐこともできる。司書としての情報とひとのコミュニケーション力が問われるはずです。

カウンターから出て、ひとの渦の中に入り、必要とされているニーズを集めていけば、図書館がやらなければならない事業は大きく変化していきます。扱わなければならないテーマも必ず次々と浮上してきます。館長と現場が一緒になれば、運営上のなすべきことへの優先順位そのものも変えることができます。

これからの機能や役割を考えることはもちろん大切なことですが、それ以上に、この図書館が誰のためのものなのか、どんな質感をもってどのような関係を結んでいくことができるかを職員みなで考え、言葉化することにすでに取り組み始められた松本市図書館のみなさんのこれからの期待をしております。

そして、これは個人としての付言となりますが、中央図書館のもつ情報集約・提供機能をさらにまちづくり的な見地から大きく進化させるためには、市民協働的な機能を果たす機関と融合し、立地自体も中心市街地のよりアクセスのよい場所への移転も検討する必要があることを加えたいと思います。

2 将来像を実現するために

(1) 求められるサービスとは

これまでの図書館は、図書館に来館する利用者に対して、いかに良いサービスを提供するかに重点を置き、図書館サービスを実施してきた傾向が強く見受けられます。

しかしこれからの図書館は、目の前の利用者だけでなく、市域全体を意識し、その発展に積極的に関わっていかなければならないと考えます。それは、地域の活動に対して有益に機能し、地域の活動を充実させるために必要な施設となっていくことを意味しています。地域の一人ひとりが豊かさを実感し、より良く生きていくために必要な、地域に役立つ図書館サービスを展開していくという視点がこれからの図書館には重要です。

一人ひとりの「知る」「学ぶ」活動は、読書、趣味嗜好、文化的な諸活動や学習だけではありません。仕事のこと、健康や医療のこと、法律のこと、子育てや老後、暮らしを豊かにする実用的なこと、地域の困りごとや相談ごと、暮らしの中の疑問など多種多様です。いつでもどこでも誰にでも多様な「知る」「学ぶ」場を提供していくことが重要です。さまざまな課題の解決のためには、幅広い視点に立った他機関との連携の必要性も増してきます。

図書館を、本の貸し借りのための静かな場所とだけ考える人は少なくありません。まして、利用者に代わって情報収集や調査をする業務や、必要な情報が長年蓄積され続けていることなど、知らない市民が多くいます。これは、誰に対しても資料や情報や場を使え、開かれているはずの公共施設であるにもかかわらず、これまで図書館関係者による努力が十分でなかったことが一因となり、図書館サービスの内容や図書館の機能への理解や体験が市民に十分に浸透していない現実です。

これからの図書館は、地域を支える重要な知的インフラとして、図書館サービスの内容や図書館の役割や存在意義を、市民に広く理解を得られるよう、図書館のサービスと活動の内容を見直し、市民の誰にも開かれた活動をアピールし、利用に結び付く新たな視点でのサービスに取り組む必要があります。

また、そのことを、既に図書館を利用している市民はもちろんのこと、利用していない多くの市民へ周知し、役に立つ図書館として認知されるよう努めることが必要です。

利用者アンケート、図書館内に設置している意見投書箱への意見、利用統計、

オープンデータ、ビッグデータなどを分析し、図書館の強み弱みを把握したうえで、市民意識・行動の把握分析に努め、それを考慮した図書館サービスに取り組む必要もあります。

さまざまな手段（図書館だより、広報まつもと、松本市・図書館ホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア、出前講座など）を活用し、図書館が知らせたい情報がわかりやすく確実に市民に伝わり、市民の知りたい情報が簡単に入手できるよう広報活動の充実を努めることも重要です。

ア 図書館を拠点とした情報ネットワーク ～つながりが地域をつくる～

図書館は、住民の読書を支援するだけでなく、地域や個人の生活や仕事の課題解決に必要な情報提供や、そこにしかない地域の歴史や文化を伝える資料のデジタル化や公開など、地域を情報で支える重要な役割を担う施設です。

ゼロックスのコピー機やポラロイドカメラがニューヨーク公共図書館にあった資料をヒントにして開発されるなど、公共図書館でのサービスを通してさまざまなビジネス、文化、芸術が数多く巣立っているという報告がされ、図書館の持つ可能性が見直されるようになったことは、日本の図書館の現状を考えるといまだ新鮮な驚きです。

図書館がビジネスや子育て、健康・医療、法律などさまざまな分野で私たちの生活を支援できる可能性を持っているということをあらためて認識する必要があります。そのために、その可能性の資源となる情報（蔵書）を「量」「質」とともにさらに充実することが大切です。

職員には、その資料や情報を市民に届ける工夫が要求されます。もっと読みたくなる、もっと使いたくなるという見せ方や出し方です。意外性や柔軟性による面白さや付加価値を加え、ひいては図書館利用が活性化する取り組みが一層必要となります。

こうした仕事や生活への関わりが進むほど、図書館単独では対応できない状況が多くなります。もともと図書館は、単独でサービスを完結すべき機関ではないのです。市内はもとより、各公共施設、学校、団体などの諸機関と密接に連携することにより、図書館の情報は多様に生かされ、また図書館もより深化した情報の集積地になることができます。こうした図書館を含む地域の諸機関のネットワークが地域を支える力となり、市民生活を支えるインフラとなるであろうことは疑う余地はありません。

さまざまな社会的機能は、それぞれの専門性を備えたところに分散しています。あらゆる情報への窓口を持ち、市民が気軽に訪れることができる場を

図書館が提供できるならば、それらをつなぎ合わせ、より高度で有用な情報へのアクセスポイントとして機能することができます。

イ ICTの利活用 ～地域の情報拠点となるために～

図書館は早くからICTを導入し、利用者サービスの利便性の向上と図書館業務の効率化を図ってきました。図書館コンピュータシステムの定期的な更新やインターネットを活用した蔵書検索や資料の予約、貸出延長、利用者ポータルサイトの充実など、図書館利用環境のアップデートに努めています。

デジタルネットワーク化がさらに進む社会の中で、誰もがいつでもどこでも「知る」「学ぶ」活動を行うための図書館サービスにアクセス可能とするために、ICTの利活用によるサービス改善や市民への新たな情報提供、またそれを行うための業務の効率化は今後ますます重要になります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちはこれまで経験したことがない生活を突然強いられることとなりました。このコロナ禍の対応を機に、コロナ以前からあったバリアも含めて対応する手段としてのデジタル化の必要性があらためて浮き彫りになりました。

来館しなくても情報にアクセスできる手段を用意することができれば、時間や場所の制約を受けずに学び、働き、暮らすことが可能になります。

コロナ禍は、ICTの活用により、電子書籍、メールによる調査相談、地域の貴重資料や行政資料のデジタルアーカイブ化など、来館しなくても情報にアクセスできる図書館サービスの拡充が市民生活を支え得ることを示しました。さまざまな理由で図書館に来ることが困難な市民に対するやさしいまちづくりの可能性も見えてきました。

商用データベース・フリーWi-Fi・パソコン席・タブレット端末の整備、資料管理や利用者の利便性向上のためのICTタグ導入は、図書館内のデジタル化を推進します。

ICTの利活用により、図書館利用や読書環境におけるバリアフリーの実現と市民への図書館の持つ資料や情報の一層の共有が可能になります。

その一方で、個人情報の漏えいやプライバシー侵害の危険性をはらんでいるため、個人情報を保護するためのセキュリティ強化がますます求められます。

市民への情報リテラシー向上のための支援も必要となります。また、デジタル機器を利用する人とならない人の情報格差への対応も課題となります。

そのために、図書館は印刷媒体と電子媒体を組み合わせ利用できるハイブリッド図書館をめざすことが必要です。

また、松本市のめざす「分散型市役所」に、ICT利活用による連携強化を図ることで、行政サービスの向上に図書館機能が役立つでしょう。

ウ 交流の拠点 ～市民の「学び」と「活動」をつなぐために

今、図書館は、市民の多種多様な生活や仕事、学習の活動の場として、さらにそれをつなぐ交流の場としての機能が注目されています。近年建設されている図書館の多くがこうした機能を積極的に取り入れています。

「ひとり」と「交流」、「勉強」と「趣味」、「静寂」と「賑わい」などさまざまな活動やニーズに対応していく必要があります。

既に、松本市図書館では、図書館サポーターや読み聞かせボランティア、読書会などの共に学び合い、地域のために行動する市民の活動の場があります。こうした活動の場としての図書館の意義を、図書館サービスの一環として積極的に位置づけ、市民が図書館という場を通じて、さらに新しいつながりや交流を持つことのできるコミュニティの拠点としての機能を発揮すべきと考えます。地域の情報拠点として、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ役割を果たしていくことが大切です。

学びながらより良い社会を共に生きていく市民がつくるのが、「学都松本」の目指す姿と考えます。

これからの地域における図書館の役割の一つとして、「学ぶ」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりは重要であり、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化も必要です。

(2) 求められる職員や運営体制とは

ア 職員の意識 ～職員は目と耳を、そして体を地域に向けよう～

地域に役立つ図書館となるためには、図書館長以下全ての職員が、図書館の使命や役割を十分認識し、地域に役立つ図書館サービスを実践しなければなりません。

あるべき図書館の姿の実現に向けて、「地域のために、市民のために図書館は何ができるのだろう」「図書館を利用しない人へのサービスを私たちはどうすべきか」を常に考えていないと仕事はアップデートしませんし、新たな取り組みは生まれてきません。

とりわけ図書館運営に中長期的な視点を持ち、職員とサービスを統括する図書館長の果たすべき役割は、非常に大きなものがあります。多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応し、図書館サービスの質を高めていくために

は、それぞれの職員が持つ能力や専門性を十分に引き出し、活用することがこれまで以上に求められます。職員はこれまでの仕事の仕方についての見直しを進めるとともに、外部環境の変化を的確に捉え、より一層の仕事に対する意識改革に取り組む必要があります。

図書館は、その「集客力」と「認知度」から、本を揃えて待っていればある程度の利用があります。そのため、職員はそれに満足し「いい仕事をしている」というような気持ちになりがちです。専門職である司書は、市民の生活や仕事、自治体行政の内容と課題に関心を持ち、外部環境の変化を敏感に捉え、自らの持つ専門性を最大限に活用し、調査相談業務、選書、資料展示、講座の企画などにおいて、資料や情報へ付加価値をつけ、広範な利用者への情報発信を積極的に行い、幅広い利用に結び付けなければならないという意識の改革が必要になります。

これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行い、市民一人ひとりが、より良く図書館サービスや図書館を利用することができるための的確な支援を、日々の業務において実践することが大切です。

図書館職員が、地域へのアンテナを高く上げ、地域に出向き、地域課題と常に向き合う姿勢を持つことは、地域に役立つ図書館づくりには欠かすことができません。図書館は、地域の課題解決に松本市が持つさまざまな強みを資料や情報で支援するという関係性を、地域と築き、深めていく必要があります。

これからの図書館には、このような視点を持ち、サービスに結びつけることができる研鑽とスキルアップの場の確保とともに自らを変革する意思を持った職員の育成が求められます。

イ 管理運営形態 ～職員の経験の蓄積とサービスの継続が図書館の命～

より良い図書館の運営は、行政各部局はもちろん、各種専門機関・教育機関・業界業種・市民団体などとの連携によって、サービスの相乗的効果もたらされます。こうした連携による持続可能なサービスの進展には、司書の長年にわたる専門的な実務能力や業務知識の蓄積と行政職員の図書館経営における政策的な企画力や官民広範囲への調整能力や機動力が必要とされ、高度な専門性が求められます。管理運営形態を考える上では、これらを十分に考慮することが必要です。

現状の職員数で、地域に役立つ図書館になるためのサービスの向上を図るには、前述の職員の意識改革はもとより、業務そのものの合理的な見直しやＩＣＴ導入による業務改善及び今ある人的資源の再配分による最適化を行わなければなりません。デジタル技術の導入は、職員の削減をする手段ではなく、職員の業務補完として捉え、節減できた時間は、図書館サービスの量と質の向上、図書館サービスの評価と改善、関係機関との連携といったより本質的な業務に向けることが重要です。その際には、職員の労働環境や、資質向上の機会への配慮は欠かせません。

全職員の７割近くが非常勤職員（司書）で構成される状況を踏まえて、司書の資質・能力・経験を業務分担や待遇に適切に反映する仕組みの導入の検討は、早急に取り組まなければならない課題です。

図書館の管理運営形態については、直営か、または委託あるいは指定管理者制度等による民間活力の導入を図るかという選択において、松本市に限らず全国的に関心の高い問題です。

すでに述べてきたとおり、図書館は静かに本を読む一部市民の場所というイメージがあり、誰が担っても大差ないという見方があります。誰がやっても同じサービスならば、経費のかからない方が良いという判断もあるでしょう。

民間活力の導入を考える上では、まず長期的な視点に立った図書館運営の継続性や安定性、専門職員の確保・育成、他機関や地域との連携などの観点から民間活力を生かすことができる図書館経営のあり方から議論を始めるべきと考えます。

本来、図書館業務が収益を目的としないものである以上、民間が担うべきという経営理念は生まれにくいと考えられます。図書館は、その地域にあってその地域の知を蓄積した情報アーカイブとそれを使いこなす職員によって、公共的責任のもとで継続的に連綿と営まれていくべきものです。しかし、その図書館が一部利用者の満足に安住し、多くの市民の期待に応えられないのであれば、民間活力の導入について大いに議論すればよいでしょう。

しかしながら、今、松本市図書館は、現状の体制下で資源の最適化を図りながら、サービスの質をさらに向上させ、地域に必要とされる図書館となるためにどうすべきかを考えています。

今は、この先の松本市図書館の取り組みを地域社会が注視し、評価・検証していくことを優先し、民間活力導入の是非を考える時期ではないと考えます。

また、本委員会では、民間活力の導入を考えるにあたっては、長期的に見て図書館サービスの低下を招くこと及びワーキングプアの発生を促す形での導入は、図書館はもちろん松本市のためにも賛同できないという意見で一致しています。特に後者については、非常勤職の女性が多い図書館ならではの問題も顕在化しています。議論するのであれば、本当の意味での民間活力を生かすことができる図書館経営のあり方を検討すべきと考えます。

(3) 求められる施設や設備や立地とは

これまで述べてきた目指す図書館の姿の実現に向けた図書館サービスを行うために、多くの市民が利用する施設に相応しい安全・安心で快適な環境の整備は最重要課題です。

平成3年開館の中央図書館は、築30年が経過し、建物及び設備等の老朽化・機能低下・現行法不適合等を改善するための大規模な改修を検討する時期を迎えています。

中央図書館は、松本市全域の図書館サービス拠点となり、10の分館と信州大学医学部附属病院患者図書室とのネットワークを活用し、これまで以上に分館を通じて中央図書館の高度で専門的なサービスを広く市民に提供する必要があります。

また、利用者及び利用していない市民の中央図書館の施設に対する満足度は、サービスや職員に対する満足度に比べ低く、今後アンケート結果を踏まえた対応が必要です。

アンケートの自由記述欄には、10代から70代以上の幅広い世代から、図書館は、「第三の場所」「市民の居場所」「居心地の良い過ごしやすい空間」「若い世代が行きたくなるような場」「人と人、人と知識が出会える場、つながる場」「まちづくり、回遊、交流、文化発信の拠点」「地域の学び場」「市民の憩いの場」「市民が自分自身の未来を切り開くためにとても大切な場」などであって欲しいというさまざまな声が寄せられました。

これらの声を反映するために松本市図書館は、市民ニーズに対応できる新たな空間の確保や提供を考えていかなければなりません。

特に中央図書館は、資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・調査相談業務、集会・展示、事務管理など、さまざまなサービス提供に適した場の提供と設備の維持・整備が必要です。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人、その他特に配慮を必要とする者が、図書館施設を円滑に利用できるよう、必要な施設の整備、必要な機器の整備、必要な表示の充実及び児童・青少年の利用を促進するための専用スペースの確保に努める必要があります。

多様な利用形態を可能にする快適な居心地の良い公共空間には、幅広い世代を受け入れることが可能で、市民ニーズを反映した利用者の視点に立つゾーニングが必要です。バリアフリーを実現したユニバーサルデザインの考え方や、環境への配慮も重視されなければなりません。フレキシブルな展示を可能にする書架の設置、蔵書計画に基づいた資料保存のために、収容能力を考慮した書庫の拡張は不可欠です。

もちろん中央図書館にこれら全ての機能が確保されなくても、分館で一部の機能を補完し、図書館ネットワークを最大限に活用し、図書館の多機能性を市民に提供するという方法も考えられます。

中央図書館に限らず、市街地にある公共施設の駐車場問題は解決が大変困難な課題です。いつ来ても駐車場が満車で停めにくいから自然と足が遠のいてしまうという現状で、今以上の多くの市民の利用を望むのであれば、駐車場が少なくても中央図書館へのアクセスがスムーズにできる方策もしくは駐車場の確保を考えていく必要があります。

施設整備の充実は、さらなる市民の利便性の向上や利用者の増加による施設の活性化を見込むことができます。

地域に密着した分館は、これまで以上に学校、地域づくりセンター、公民館、福祉ひろばなどの地域にある施設とつながりながら、地域の特性を考慮した分館づくりに積極的に取り組むことが求められます。地域の特性を生かした各分館と中央図書館のネットワークによるサービスの充実が、松本らしさを十分に発揮した松本市図書館システムと言えるでしょう。

また、さらなる市民の利便性の向上のために、将来的な利用状況を予測し、費用対効果を勘案した上で、市民の利用が多い駅・市役所や地域づくりセンターなどの公共施設等を活用したサービスポイント（予約資料の貸出、返却等の図書館サービスが受けられる場所）の設置や広い市域を定期的に巡回する移動図書館車の導入、休館日・開館時間の見直しも検討する必要があります。

まちのなかでの図書館の立地・位置づけは、これからのまちづくりを考えるうえで非常に重要です。公共施設としての図書館の「集客力」や「認知度」や

「地域に役立つ機能」は、地域の賑わいや活性化に非常に強みとなります。子育て施設や他施設の持つ機能との融合はさらに効果的です。

おわりに

この報告書を基に、松本市教育委員会は令和3年度内に、「図書館法」や「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた「図書館サービス基本計画」を策定する計画としています。

成文化された図書館施策は、市民のための図書館サービスや事業の継続性を保障します。そのために、本報告書が、適正な人事配置による職員体制の充実と施設設備の整備、これらに支えられ、新たな視点を取り入れた具体的なサービス計画の実現の一助となることを願います。

また、サービスの量と質の両面を合わせて評価できる指標を掲げ、評価と改善をくり返し、常にアップデートし、市民の皆さんが松本に住んで良かったと思える「学都松本」「中核市」に相応しい図書館に進化していくことを願います。

図書館の職員も交えた委員会での議論から、『松本の図書館どうしよう通信：MTD o（エムティードゥー）通信』が生まれました。委員会の議論をオープンにしていくこと。『報告書』が出るのを待つことなく、できる改善はすぐに着手すること。こうした新しい取り組みが始まっていることを、市民の皆さんにダイレクトに伝えることが目的でした。

松本市図書館の進化は、既に始まっています。これからの松本市図書館に、どうぞご期待ください。

参考資料

○ 図書館の役割

図書館の設置・運営に関しての国の定めた法的根拠としては、「教育基本法」「社会教育法」「図書館法」「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）等があります。

なかでも「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、公立図書館の基本的役割として「読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として」「利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し」、読書支援と地域の課題解決支援に取り組み、手段として、地域のニーズを把握した図書館サービスの充実と IT 技術の活用の推進を述べています。

また、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（中央教育審議会 平成 30 年 12 月）では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割は、「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」であるとし、図書館に求められる役割を次のように述べています。

「一人一人の人格を陶冶し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらにはまちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される」

このように、これからの図書館には、知識基盤社会における知識・情報及び活動の重要な拠点として、資料や情報の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれています。

これからの図書館は、前述の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」の中でも、従来のサービスに加えて、地域の行政や住民の自立的な判断を支える情報提供施設として、積極的に地域の課題解決や地域の振興を図ることが求められています。

○ 松本市図書館の現状と課題

(1) 現状

図書館の年間個人貸出冊数は、2015 年度の 168 万冊をピークに減少傾向にあり、登録者数も同様の傾向が見られます。図書館を 2019 年度に利用した登録者（実人数）は約 32,000 人で、有効登録者利用率は 27.8%、市民の 13.5% が図書館を利用しています。ただし、これは利用者カードを使った人数であるため、資料の閲覧や調べもの、会議室や学習室の利用、イベントへの参加などで来館する市民の数はカウントされていません。また、楽観できる見通しはない財政事情の中でも、資料購入費は一定額の確保が続いています。

図書館利用者アンケートでは、利用目的の 1 位が「資料の貸出・返却・予約」の約 85%、2 位が「館内での資料閲覧」の約 35%、3 位が「調べもの」の約 12%でした。

さまざまな図書館サービスを知っているが利用したことがないと回答した利用者が多くいました。2019 年度の調査相談数は 10,863 件でしたが、調査相談サービスを知っていると回答した約 16%のうち、調査相談サービスを利用したことがあると回答した方はわずか 5%でした。

資料、職員、施設に対する満足度の設問には、8 割弱が満足という回答でしたが、その一方で新刊や読みたい本がないという声や職員の対応や施設に関しても不満足というご意見がありました。広い市域に多種多様な文化・コミュニティ施設を有する松本市ですが、「博物館・美術館・文書館との連携」の充実を望む声も多くありました。

人口同規模自治体との比較においては、蔵書数や資料購入費及び分館数は上位にありますが、貸出冊数や職員数は平均を下回るという状況です。

(2) 課題

利用実績の推移や利用者アンケートなどの結果から次の課題が挙げられます。

- ・一定の市民の利用はあるものの市民の 8 割は図書館を利用していない現状から、生涯を通じて学びを支える公共施設としての図書館に、来ない市民をどう呼ぶかの新たな取り組みが必要である。利用形態、情報・資料、図書館という場への複雑化・多様化する市民ニーズを迅速かつ的確に把握して、利用に結び付く新たな視点を取り込み、従来の図書館の持つイメージ

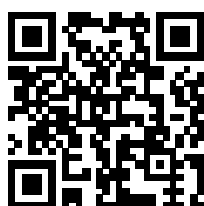
や蔵書構成をより幅広いものにしていかないと新しい利用者は見込めない。

- ・書架や書庫の狭隘化に伴い、利用者に「わかりにくい」「使いにくい」、「本が少ないと感じる」と思わせてしまう資料の配架の見直しが課題。豊富な蔵書をいかに有効に活用するかの取り組みが今以上に必要である。
- ・市民の読書や調査などの活動の充実に向けたさまざまな事業を実施しているにもかかわらず、予約や児童サービス以外の図書館サービスの認知度や利用度が低い。さまざまなサービスを利用したくなる、利用すると大変便利という積極的な働きかけや広報活動が欠かせない。
- ・安心安全かつ社会環境の変化に伴う、利用しやすく居心地の良い施設や設備の整備が十分でない。施設を使いたいのに、使いにくい・狭い・少ない・ないという現状の改善が必要である。

これらの課題を踏まえ、図書館サービスの質の向上を図り、これまで以上に地域に役立つ図書館づくりを推進していくためには、今ある図書館の持つ資源（資料、職員、建物）をより最適化し、将来像とその実現に向けたミッションの下での取り組みが重要となります。

※利用者アンケート等の詳細は、松本市図書館ホームページで公開

<http://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/0000000396.html>



○ 松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱

令和2年6月26日

松本市教育委員会告示第29号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市中央図書館の今後のあり方及び図書館事業に関する多角的かつ総合的な検討を行うため、松本市中央図書館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市中央図書館の今後のあり方に関すること。
- (2) 図書館事業に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会中央図書館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

○ 松本市中央図書館あり方検討委員会 委員名簿

(任期 令和2年8月27日から松本市中央図書館あり方検討委員会設置要綱第2条に規定する所掌事項に係る検討事項が終了するまで)

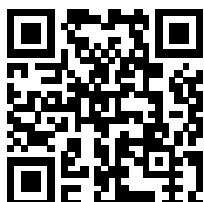
番号	区分	氏 名	役 職 ・ 職 業 等
1	有識者	いとう なおと 伊東 直登	松本市図書館協議会会長 松本大学図書館長 元塩尻市図書館長（えんぱーくの計画当初から関わる） 日本図書館協会図書館施設委員会委員
2		きくち とおる 菊地 徹	(株)栞日代表取締役（ブックカフェ栞日経営） 松本市基本構想2030市民会議委員
3		もり いづみ 森 いづみ	県立長野図書館長 前信州大学附属図書館副館長
4		もりた ひでゆき 森田 秀之	(株)マナビノタネ代表取締役 図書館・博物館の開館・運営支援 日本建築学会会員
5		よしなり のぶお 吉成 信夫	みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー 前岐阜市立中央図書館長

○ 松本市中央図書館あり方検討委員会の協議経過

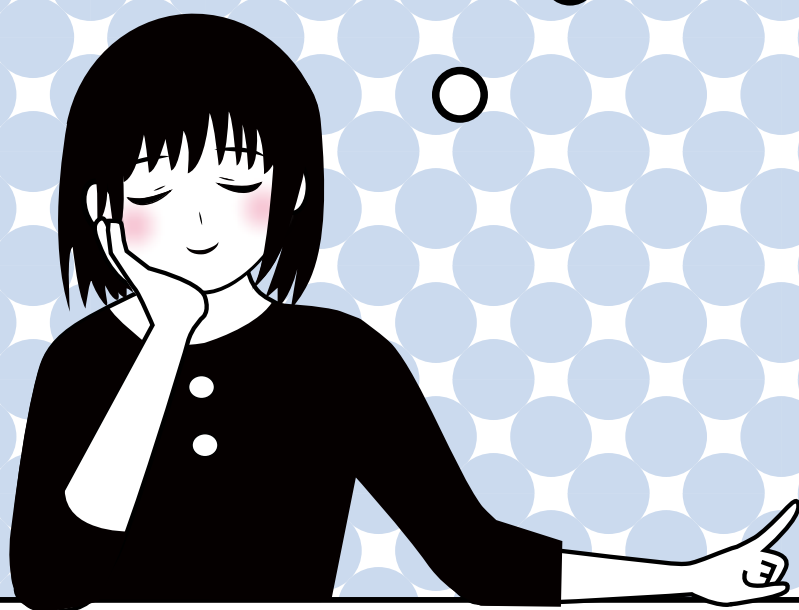
回	開催日	内 容
第1回	令和2年 8月 27日	(1) 松本市図書館の現状 利用者アンケート、職員ワークショップ、同規模自治体アンケート等の結果報告 (2) 松本市図書館の課題 (3) 中央図書館館内見学 (4) 質疑応答 (5) 次回に向けての意見交換
第2回	9月 24日	(1) あり方検討に関わる職員ワークショップの報告 (2) 図書館のあり方検討（全般）
第3回	10月 26日	(1) 報告書の構成項目の検討 (2) 図書館サービスのあり方
第4回	11月 26日	(1) 図書館協議会からの意見報告 (2) 組織や職員のあり方
第5回	12月 21日	(1) 施設設備のあり方 (2) 報告書について
第6回	令和3年 1月 25日	(1) あり方検討のまとめ (2) 報告書について

※議事録及び資料は、松本市図書館ホームページで公開

<http://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/0000000393.html>



図書館
松本の
MTD
どうしよう
Vol.1
通信
イムティードゥー



Take Free

松本の図書館について、どう思っていますか？
図書館はみなさんのお役にたっていますか？
こうだったらいいのに……と思うことはありますか？

もっと素敵な図書館にするために、わたしたちは動きはじめました！

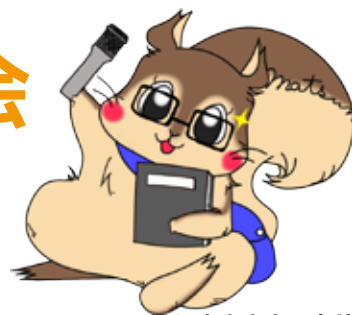
松本市中央図書館 おり方検討委員会

さまざまな視点から松本の図書館の未来について意見をいただくために
委員会が開かれました！

第1回 8月27日

第2回 9月24日

次回 は10月！



松本市中央図書館
マスコットキャラクター
ライブラリス

委員長 ^{いとう なおと}
伊東 直登さん

松本市図書館協議会会長／松本大学図書館長／元塩尻市図書館長



資料が整理されているのはあたりまえで、それをどう発展させていくか。
まちづくりの視点、地域でどう役立てるのが大事。

^{きくち とおる}
菊地 徹さん ^{しおりび}
ブックカフェ 某日経営

学都のシンボルになるような図書館を作りたい！
松本の文化度とか気品とかに惹かれている人が松本に集まっている。



^{もり}
森 いづみさん 県立長野図書館長／前信州大学附属図書館副館長



図書館 DX(デジタルトランスフォーメーション) を考えてみませんか？
デジタルを活用した「知的創造の基盤」を、図書館の新しい強みにしましょう！

^{もり た ひでゆき}
森田 秀之さん 株式会社マナビノタネ代表取締役／日本建築学会会員

従来型のザ・図書館ではないものを考えたい。
知は現場にあり！ 外に「ご用聞き」に出ていきましょう！



^{よしなり のぶ お}
吉成 信夫さん

みんなの森ぎふメディアコスモス総合プロデューサー／前岐阜市立中央図書館長



今の図書館は「読書」という範囲ですべて考えられている。
それだけでいいんでしょうか？

委員の皆さんのパワーとエネルギーに圧倒された委員会でした。
働いている職員の意識が大事、と改革への覚悟を問われました。
期待に応えられるよう、頑張ります！

※ 委員会について、詳しくは HP で議事録を公開しています →



図書館職員の取り組み



検討委員の皆さんに任せきり、ではもちろんありません。

図書館職員も、ワークショップやアンケートを行って、図書館サービスや未来について考えています。

◀ 職員ワークショップの様子
▼ (2019年12月開催)



毎月第4金曜日には、市内図書館の職員が集まって、図書館に関するさまざまなことについてディスカッションや研修などを行っています。

図書館職員のワークショップ・アンケート結果 (一部)

● 図書館にとって、一番大事なものはなに？

No.1 知る・学びを支える

- 地域を支える情報拠点
- 読みたい本が読める場所
- 知的好奇心を満たす、伸ばす

No.2 誰でも・みんなの図書館

- すべての年齢層のニーズに対応
- いろいろな人が使いたい、居たいと思う場所

● 松本市図書館の「強み」「弱み」は？

強み No.1 蔵書数

No.2 分館ネットワーク

弱み No.1 職員の数とスキル

No.2 施設の老朽化・駐車場の狭さ

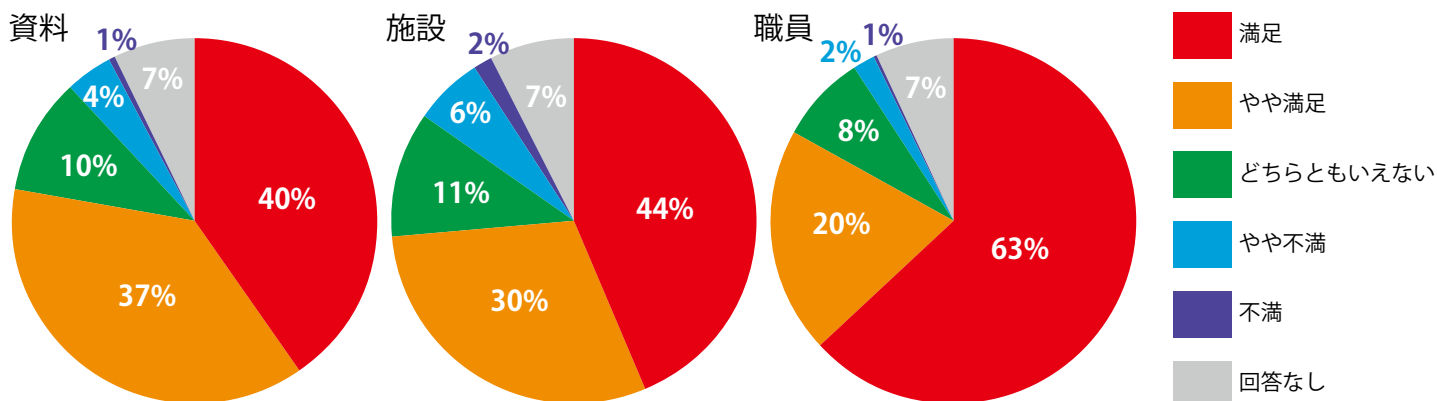
市民・利用者へのアンケート結果

図書館を使っている方、使っていない方はどう思っているのでしょうか？

教えていただくためにアンケート調査を行いました。

- 配布期間 6月13日～27日
- 調査方法 図書館・地域づくりセンターでアンケート配布 & インターネットで回答受付
- 回答件数 1,388件

どのくらい満足していますか？



- 蔵書が多い、古いものも最新のものもある
- 山岳文庫・お城文庫が松本らしくていい
- きれいで使いやすい
- 落ち着いた雰囲気、家よりも集中できる空間
- てきぱきと丁寧な対応ができています



- 古い書籍が多すぎる、古い本や汚い本は処分してほしい
- 新刊や読みたい本がない、すぐに借りられない
- 狭い、駐車場が少ない、トイレが汚い
- 時代に合わせたニーズに応えてほしい
- 不愛想、もっとプロ意識をもって仕事をしてほしい



- 人気の本・新刊・専門書・雑誌の種類をもっと増やしてほしい
- 図書館+αの機能のある施設を
- 学習スペースや閲覧スペースをもっと増やしてほしい
- もっとワクワクする企画があるといいな
- 誰でも気軽に利用できる図書館であってほしい

この他にもたくさんの意見をいただきました。
すぐに直せるところはどんどん取り入れていきます！
これからも図書館をよろしくお願いします♪



アンケートの
結果は HP で
も公開中！



MTD○通信への感想をお待ちしています♪

通信の設置・配布にご協力いただける方は、通信をお渡し
しますので、お手数ですが右記事務局までご連絡ください。

編集・発行 松本市中央図書館 あり方検討委員会事務局
長野県松本市蟻ヶ崎 2-4-40
発行 令和2年10月
TEL 0263-32-0099 FAX 0263-37-1148
URL <https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>

図書館
松本の
MTD Vol. 2
どうしよう
通信
イムティードウー



Take Free

松本の図書館について、どう思っていますか？
図書館はみなさんのお役にたっていますか？
こうだったらいいのに……と思うことはありますか？

もっと素敵な図書館にするために、わたしたちは動きはじめました！

松本市中央図書館 おり方検討委員会

図書館の未来について意見をいただくために、月に1回、委員会を行っています。

第3回 10月26日

第4回 11月26日

次回は12月！



議事録はHPをご覧ください →

委員会で話し合った内容は、最後に報告書としてまとめられますが、MTD○通信では、その様子を一足先にお届けします♪



松本市中央図書館
マスコットキャラクター
ライブラリス（記者 Ver.）



これからの図書館ってどんな場所？

- 今までやってきたことの歴史を踏まえて、今を生きる人のための図書館にしていきたい。
- 市民の学びを支える場として、「学ぶ」を上から下への学びではなく、学び合いとしてとらえたい。
- 図書館へ来やすくすること、こちらから出向くこと、どちらも大切な図書館の仕事。
- 図書館がいまある資源を使って、どことどう組んだら市民にどんなアプローチができるかを考える。
- 市民が日常の中で使える図書館サービスがあるから「学都」だよと言いたい。

いまの松本市中央図書館ってどうなの？

- 資料をいかに提供するかが大事。見せ方の柔軟性や意外性が、来るたびの面白さをつくるのでは？
- リピーターを待つのではなく、リピーターを増やす工夫、満足度が低い人・来ない人への働きかけを。
- 職員が、図書館のミッション・ビジョンを理解して仕事に取り組む、という意識改革が大切。
- 市民の多種多様な活動拠点として、図書館の立地を考えることは大事。

先進事例は？

- 「図書館ってこんなこともやれるんだ」と思う、イイね！というサービス事例が全国各地にある。
- いま行っていることのアップデートでより良いサービスに進化していく。

松本市中央図書館 おりかた検討委員の皆さん



委員長

伊東直登さん

副委員長

菊地徹さん

森いづみさん

森田秀之さん

吉成信夫さん

松本市図書館協議会会長

松本大学図書館長

元塩尻市図書館長

ブックカフェ葉日経営

県立長野図書館長

前信州大学附属図書館

副館長

株式会社マナビノタネ

代表取締役

日本建築学会会員

みんなの森ぎふメディア

コスモス 総合プロデューサー

前岐阜市立中央図書館長

同規模の自治体（人口20～30万人）との比較

『図書館年鑑 2020』（日本図書館協会）、『日本の図書館 2019』（日本図書館協会）を参照

蔵書数

1位 府中市 150万冊

2位 調布市 138万冊

3位 茨木市 128万冊

5位 松本市 120万冊

（46市区平均 80万冊）



ベスト3には入りませんでした。平均を大きく超える蔵書数です。資料購入費の比較でも、松本市は5位でした。

貸出数

1位 目黒区 408万点

2位 文京区 395万点

3位 茨木市 365万点

18位 松本市 152万点

（46市区平均 155万点）



松本市（貸出点数10点）は平均以下でした。目黒区では一度に20点、文京区では30点（区外の方は15点）の資料が借りられるそうです。

分館数（& 職員数） ※非常勤・臨時職員は年間実働時間の計1,500時間を1人して換算

1位 渋谷区 14館 148人

2位 府中市 13館 162人

3位 調布市 11館 174人

3位 松本市 11館 74人

（46市区平均 4.9館 86.2人）



分館数では調布市と同じ3位ですが、職員数はなんと半分以下！ 他の図書館ってこんなに職員がいるんですね……



6月に図書館で実施したアンケートを受けて、改善したことや取組んでいることを紹介します。



- ・自分が読みたい本がないことがある。
- ・専門書の充実を図ってほしい。

① アンケート結果を職員に配布しました

市民の皆さんの求める資料が提供できるよう、資料選定の参考にします。



② 新しく入った資料をアピール！

図書館ホームページから、図書館に新しく入った資料の一覧を見られるようにしました。図書館内に設置されている検索端末からも、同じものが見られます。中央図書館では、新しく入った資料の一覧（紙のリスト）もご用意しています。



③ リクエストサービスをアピール！

松本市図書館では、読みたい本が図書館にない場合、購入リクエストを受付けています。（無料／カード1枚につき同時に10冊まで／松本市に在住・通勤・通学者が対象）リクエストサービスをもっと多くの方に知っていただけるよう、案内を掲示しました。

④ ご意見箱を増設＆購入資料希望が出せるようにしました！

- ◆ 読みたいジャンルはあるけれど、どの本というのは決まっていない。
- ◆ 名前や連絡先を出してリクエストするのは嫌だ。
- ◆ 雑誌やCD・DVDをリクエストしたい！

という方向けに、図書館へのさまざまなご意見を受けつける「ご意見箱」にも、購入資料の希望が出せるようにしました。箱の設置数も増やしています。探している資料がない、もっと入れてほしい資料があるという方は、ご利用ください。

アンケートに参加できなかった、もっと書きたいことがあったという方は、ご意見箱でいつでもご意見を受付けています♪

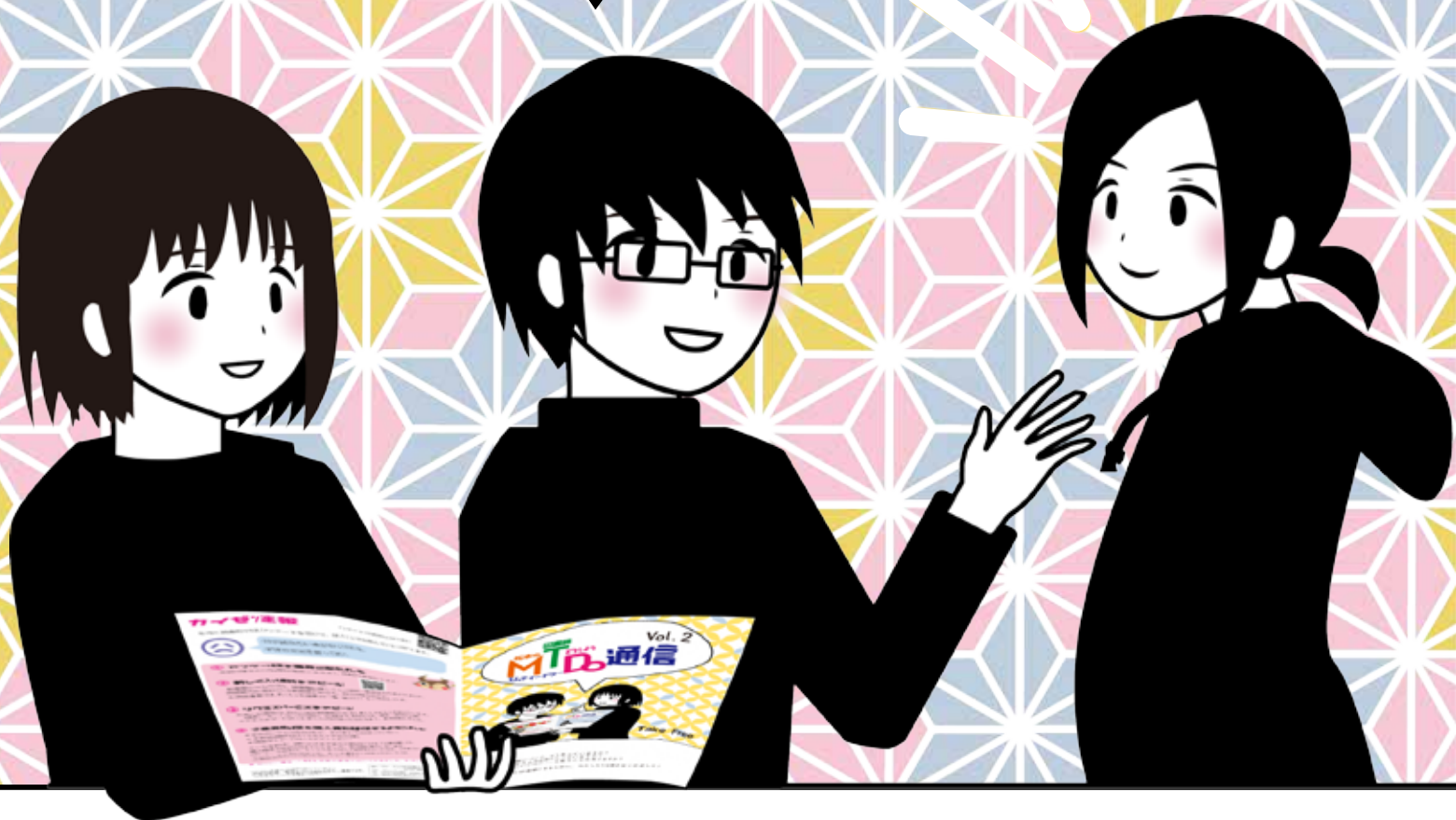
★ MTD○ 通信へのご意見も改善の参考にさせていただきました。ありがとうございます。

MTD○ 通信への感想をお待ちしています♪

通信の設置・配布にご協力いただける方は、通信をお渡します。お手数ですが右記事務局までご連絡ください。バックナンバーもお渡しできます。

編集・発行 松本市中央図書館 あり方検討委員会事務局
長野県松本市蟻ヶ崎 2-4-40
発行 令和2年12月
TEL 0263-32-0099 FAX 0263-37-1148
URL <https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>

図書館
松本の
MT 図書館
どうしよう
通信
Vol. 3
イムティードゥー



Take Free

松本の図書館について、どう思っていますか？
図書館はみなさんのお役にたっていますか？
こうだったらいいのに……と思うことはありますか？

もっと素敵な図書館にするために、わたしたちは動きはじめました！

松本市中央図書館 おり方検討委員会

図書館の未来について意見をいただくために、月に1回、委員会を行っています。

第5回 12月21日

次回は1月！

委員長

伊東直登さん

副委員長

菊地徹さん

森いづみさん

森田秀之さん

吉成信夫さん



松本市図書館協議会会長
松本大学図書館長
元塩尻市図書館長

ブックカフェ栞日経営

県立長野図書館長
前信州大学附属図書館
副館長

株式会社マナビノタネ
代表取締役
日本建築学会会員

みんなの森ぎふメディア
コスモス 総合プロデュー
サー
前岐阜市立中央図書館長

松本市図書館がめざす将来像・方向性とは？

- 今まで、これが図書館の役割だ・常識だと思っていたことは変わってきている。
十数年前には考えられなかったことが、各地の図書館で行われている。
今図書館を使っていない人にも「行って見ようかな」と思ってもらえるようにしたい。
- 話がしたい・受け止めてほしいという人の受け皿、文化的広場としての図書館。
- 本を発見するというのはすごく楽しいこと。
いかに発見してもらうか工夫したり、自分で探せるように並び方を伝えたりすることが大切。

めざす理想を実現するためには？

- 利用手段として、①来館する ②届く ③居ながら利用する の3層構造が考えられる。
- 知られていないサービスの広報とともに、新たなサービスの開発・提供が必要。
- 目指すサービスを支えるため、必要な設備・施設を整備するという考え方が大切。
- どんどん新しいことをやって、軌道修正していけばいい。



委員会もとうとう大詰めです！ これまでの様子や
議事録は HP で公開しています。ぜひご覧ください。
← QR コードで簡単にアクセスできます



松本市中央図書館
マスコットキャラクター
ライブラリス（記者 ver.）



6月に図書館で実施したアンケートを受けて、改善したことや取組んでいることを紹介します。



- ・市が行っている活動が見られるスペースがあると良いと思う。
- ・博物館や美術館等と連携して企画や資料紹介をしてほしい。



★ 展示「みんなで学ぼう SDGs」を行いました！

2020年10月23日～11月27日に、中央図書館1階ロビーでSDGsに関する展示を行いました。

SDGsの各項目に関連する図書館資料と合わせて、松本市の取組みの紹介や、市で作成した各種リーフレットの配布を行いました♪



17の目標のなかで、自分が達成したいと思うものに★のマークを貼ってもらいました！



★ 今までのコラボ展示

松本市の各部署・施設とは、今までにも数々の連携したテーマ展示を行ってきました。これからも、資料で深まるさまざまな企画を考えていきますので、お楽しみに！



美術館
みんなのミュシャ展

×

図書館

中央図書館 2階
2020.10.23-11.27



市民芸術館
真夏の夜の夢

×

図書館

中央図書館 2階
2020.9.25-10.23



国際音楽祭推進課
セイジオザワ松本
フェスティバル

×

図書館

中央図書館 2階
2019.7.26-8.23



こども育成課
松本市子どもの権利に
関する条例

×

図書館

中央図書館 1階ロビー
2019.7.16-26



健康づくり課
食育展示

×

図書館

市内全 11 図書館
2019.5.28-6.17

新型コロナウイルスと図書館

コロナ禍でも持続可能な図書館のあり方やサービスを検討しています。

感染拡大を防止するため、ご理解とご協力をお願いします。

●これまでの対応

2020年3月4日～24日・3月26日～5月15日

感染拡大防止のため、市内の全図書館を臨時閉館しました。

1日2回、窓口を開けて予約資料の受渡しを行いました。

インターネット・電話で本の予約や資料検索・相談サービスを受付けました。

閉館期間中、職員は蔵書の点検作業を行いました。

開館に向けて窓口にビニールカーテンを設置しました。

2020年5月16日～

感染防止対策を行いながら、開館を再開しました。

ソーシャルディスタンスが保てるよう、閲覧席数や館内レイアウトを調整しました。

イベントは、規模・会場等により、中止または感染対策を実施して開催しました。

●1月現在の状況

感染防止対策を行いながら、開館しています。



・職員はマスク着用を徹底し、毎日検温等の健康チェックをしています。

・返却本のカバーをアルコールで拭いています。



・椅子や階段の手すりなど、たくさんの方が手を触れる場所は、定期的にアルコール消毒を行っています。



・定期的に室内の換気を行っています。

※密を避けるため、館内の閲覧席数を減らしています。ご理解ください。

※マスク着用・手洗い・アルコール消毒へのご協力をお願いします。

※滞在時間をできるだけ短くしていただくようお願いします。

●最新の状況

図書館ホームページの「緊急情報」欄に最新の状況を掲載しています。

電話のお問合せも受けつけています。(休館時は、留守電メッセージをお聞きください)

MTD〇通信への感想をお待ちしています♪

通信の設置・配布にご協力いただける方は、通信をお渡します。お手数ですが右記事務局までご連絡ください。バックナンバーもお渡しできます。

編集・発行 松本市中央図書館 あり方検討委員会事務局
長野県松本市蟻ヶ崎 2-4-40

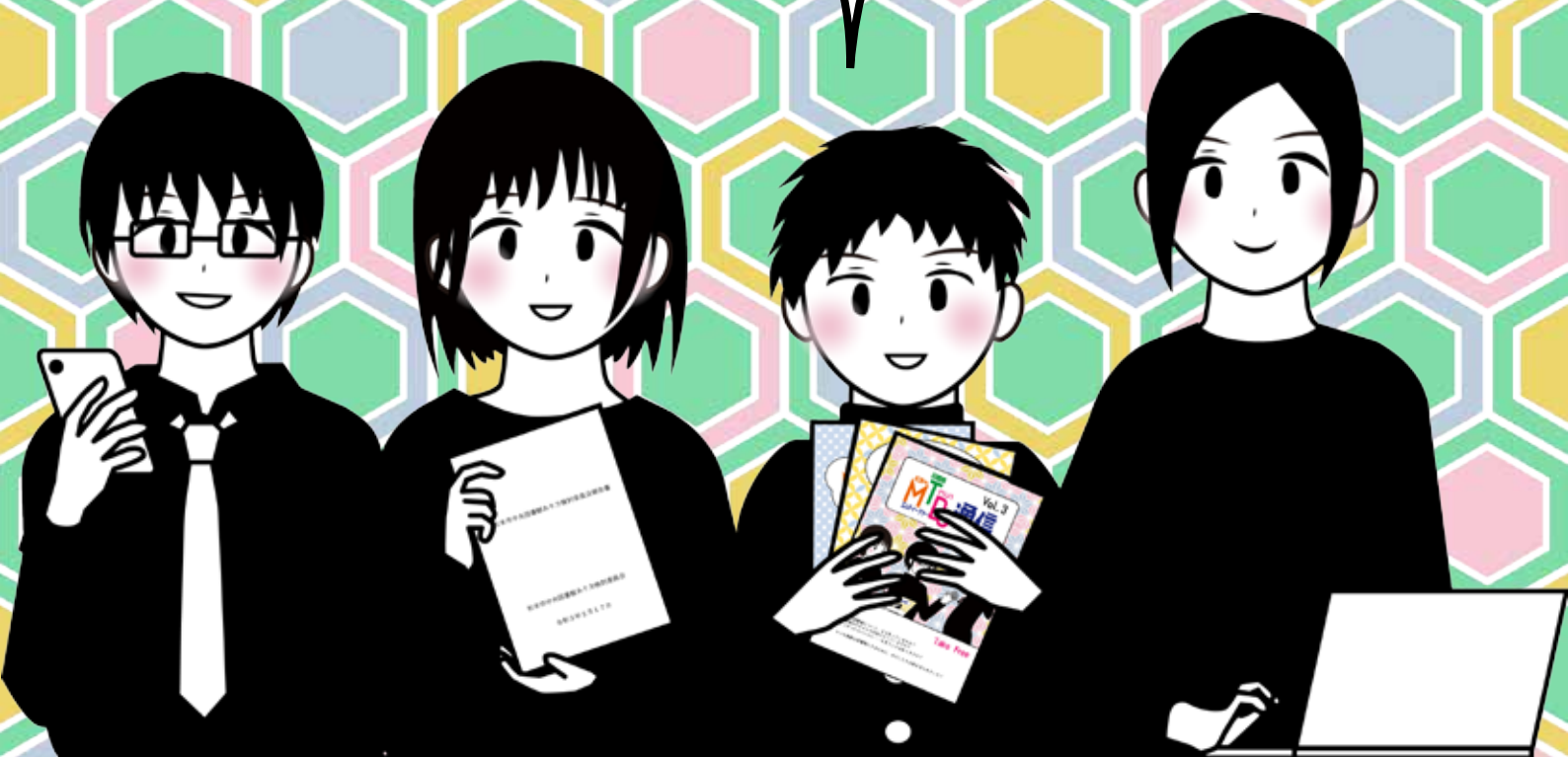
発行 令和3年1月

TEL 0263-32-0099 FAX 0263-37-1148

URL <https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>

図書館
松本の
MT 図書館
どうしよう
通信
IMTイードゥー

Vol. 4



Take Free

松本の図書館について、どう思っていますか？
図書館はみなさんのお役にたっていますか？
こうだったらいいのに……と思うことはありますか？

もっと素敵な図書館にするために、わたしたちは動きはじめました！

松本市中央図書館 おり方検討委員会

図書館の未来について意見をいただくために、全6回の委員会を行いました。

第1回 8月27日

第2回 9月24日

第3回 10月26日

第4回 11月26日

第5回 12月21日

第6回 1月25日

委員長

伊東直登さん

副委員長

菊地徹さん

森いづみさん

森田秀之さん

吉成信夫さん



松本市図書館協議会会長

松本大学図書館長

元塩尻市図書館長

ブックカフェ栞日経営

松本市基本構想 2030

市民会議委員

県立長野図書館長

前信州大学附属図書館

副館長

株式会社マナビノタネ

代表取締役

図書館・博物館の開館・

運営支援

日本建築学会会員

みんなの森ぎふメディア

コスモス 総合プロデュー

サー

前岐阜市立中央図書館長

第6回の様子



吉成さんはリモートでの参加です



休憩時間にも、ホワイトボードを使用した熱い話し合いが行われました



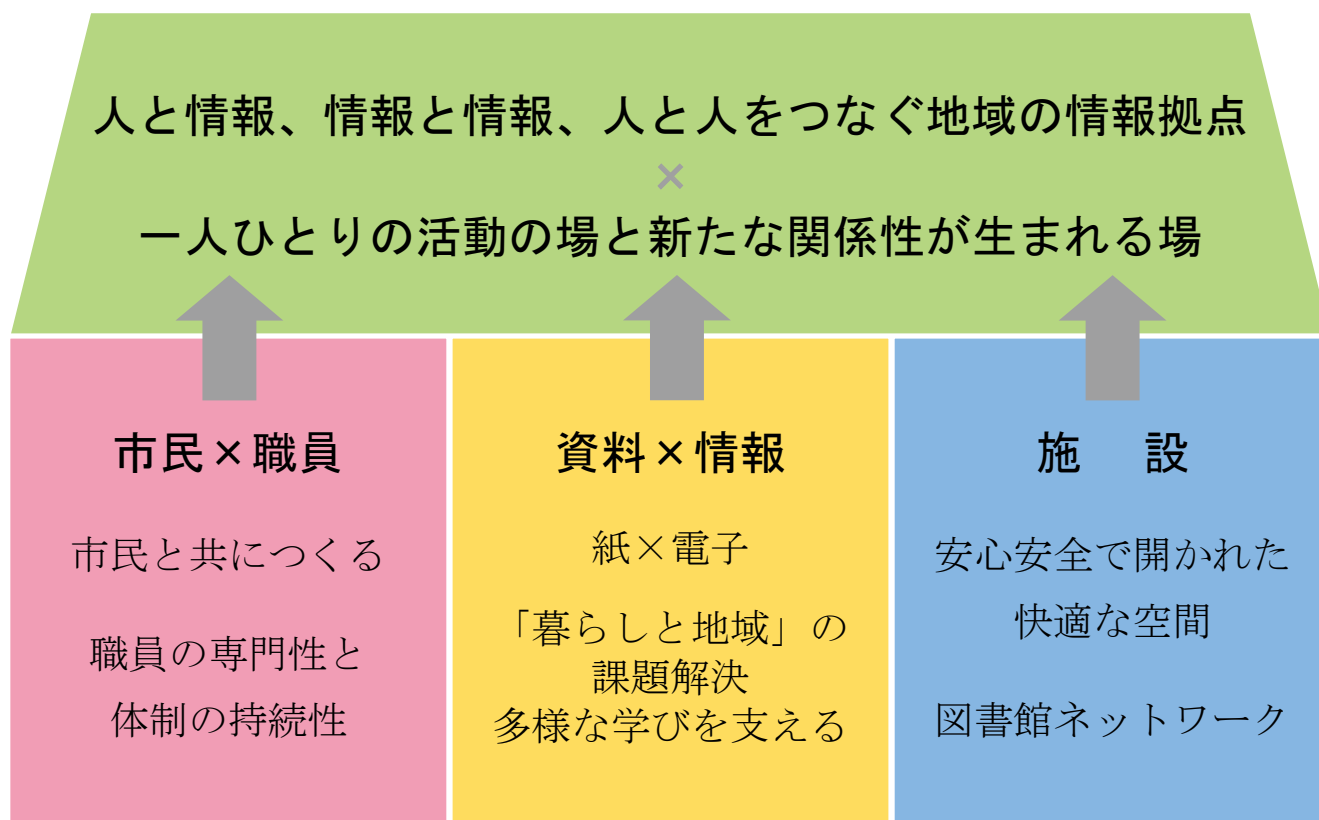
委員会で話し合った内容は、報告書としてまとめられ、
松本市教育委員会へ提出されます！

MTDo 通信では、報告書の内容の一部を紹介します♪



松本市中央図書館
マスコットキャラクター
ライブラリス（記者 Ver.）

① 松本市図書館が目指す将来像



報告書には、それぞれの委員からの「図書館のあり方への提言」
も掲載されています。 ぜひお読みください♡

→次のページへ続きます

② 将来像を実現するために！

◆ サービス

図書館を拠点とした情報ネットワーク

ビジネス

子育て

法律

健康

図書館はさまざまな分野の情報で生活を支援できる可能性を持っている！

- ➡ 情報の「量」「質」をともにさらに充実する
- ➡ もっと読みたくなる、使いたくなる見せ方・出し方を

公共機関・学校・団体等の諸機関と密接に連携し、情報の集積地に

ICT の利活用

来館しなくても情報にアクセスできる図書館サービスの拡張を

印刷媒体と電子媒体を組み合わせたハイブリッド図書館へ

市民の「学び」と「活動」をつなぐ

「学び」や「活動」の場づくりを

学びながらより良い社会をともに生きる市民がつくる「学都松本」に

◆ 職員・運営体制

目・耳・体を地域に向ける職員

これまでの仕事を見直し、外部環境の変化を的確に捉えて意識改革を
アンテナを高く、地域課題と常に向き合う姿勢を

情報発信

専門性

地域に出向く

経験の蓄積とサービスの継続

資質・能力・経験を業務分担や待遇に適切に反映する仕組みの導入を
資源の最適化を図りながら、サービスの質の向上を

◆ 施設・設備・立地

市民のニーズに対応した新たな空間の確保・提供を

アクセスがスムーズにできるような整備を

サービスを受けられる場所や機会の増加を

休館日・開館時間の見直し

駅・公共施設で資料受取・返却

報告書は今後、図書館ホームページにて公開予定です。

<http://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>
あり方検討委員会のページはこちら →



委員会からの報告書をもとに、図書館では今後、図書館サービスに関する
計画をつくっていきます。ぜひご意見お寄せください！

MTD○通信への感想をお待ちしています♪

通信の設置・配布にご協力いただける方は、通信をお渡し
しますので、お手数ですが右記事務局までご連絡ください。
バックナンバーもお渡しできます。

編集・発行 松本市中央図書館 あり方検討委員会事務局
長野県松本市蟻ヶ崎 2-4-40

発行 令和3年2月

TEL 0263-32-0099 FAX 0263-37-1148

URL <https://www.lib.city.matsumoto.lg.jp/>

周知事項 1

松本市立博物館 博物館まつりの開催について

1 趣旨

松本市立博物館及び分館で下記のとおり行事を開催することについて周知するものです。

2 開催内容

- | | |
|---------|--|
| (1) 行事名 | 松本市立博物館 博物館まつり |
| (2) 内 容 | 博物館にボランティア等で関係する各種団体（松本まると博物館友の会、エムの会、市民学芸員の会、あゆみの会）がミニ展示や講座等を実施します。松本市立博物館の休館に伴い、博物館や二の丸の歴史についてとりあげる展示などを予定しています。 |
| (3) 期 日 | 令和3年3月21日（日）
午前9時30分～午後3時30分 |
| (4) 観覧料 | 松本市立博物館及び分館の全館が無料 |
| (5) 主会場 | 松本市立博物館、松本市歴史の里 |
| (6) 共 催 | 松本まると博物館友の会、エムの会
市民学芸員の会、あゆみの会 |

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32-0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

周知事項 2

「まつもと文化遺産」活動報告会の開催について

1 趣旨

認定まつもと文化遺産や関連文化財群について、広く市民の皆さんに知っていただくため、標記報告会を開催することについて周知するものです。

2 報告会の概要

- (1) 日時 令和3年3月13日(土) 13時30分から16時まで
- (2) 会場 あがたの森文化会館 講堂
- (3) 内容
 - ア 古代より人々の集うまち～ふれあい広がる大日堂(沢村町会)
 - イ 近代今井の象徴～幕府領が守った文化財(今井地区文化財委員会)
 - ウ 嶋之内の成立と発展～平瀬城&犬甘城 街道と水～(島内地区公民館)
 - エ 松本城北の要 武家のまちと商家のまち(安原地区歴史研究会・安原地区公民館)
- (4) 参加料 無料
- (5) 事前申込 感染症対策のため電話かファックスによる事前申込制(定員80名)

3 周知方法

- (1) 広報まつもと3月1日号への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載

担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292



まつもと市民生きいき活動

●わたしは 心ころをみがき、からだを使おう
 ●あなたに おいさつをしよう
 ●このまちを きれいにしよう

まつもと文化遺産 活動報告会

主催：松本市教育委員会

日 時： 令和3年3月13日（土） 午後1時30分から4時00分まで

場 所： あがたの森文化会館講堂（県3-1-1）

そ の 他： 入場無料、事前申し込み制（定員80名、申し込み多数の場合は先着順）

申込方法： 3月12日までに電話かFAXで来場される方全員の名前と連絡先を下記へ

【松本市教育委員会 文化財課：TEL 0263-34-3292 FAX 0263-34-3290】

【プログラム】

- ・古代より人々の集うまち
～ふれあい広がる大日堂
沢村町会
- ・近代今井の象徴
～幕府領が守った文化財
今井地区文化財委員会
- ・嶋之内の成立と発展
～平瀬城&犬甘城 街道と水
島内地区歴史文化財調査委員会
- ・城下城北の要 武家のまちと商家のまち
安原地区歴史研究会
安原地区まちづくり協議会

まつもと文化遺産とは？

松本市歴史文化基本構想の策定にあたり、市内35地区の皆さんに「いろいろ残したいものを探してみましょう！」という掛け声のもと地域を調査した結果、11,000件余りの文化財が抽出されました。これらを地域性や歴史性で関連するものとして165件のストーリー（関連文化財群）にまとめました。この関連文化財群を後世へ残していくため、地域で保存活用していただいているものを「まつもと文化遺産」として認定しています。